

男鹿市

1. 沿革と概況(旧男鹿市)

昭和29年、船川港町ほか4村の合併により男鹿市が誕生、その後昭和30年に北浦町、船越町を編入、平成17年には若美町と合併して現在に至っている。同市は、県の中央部、日本海に突き出た半島であり、豪壮な海岸線の動的な美と、一ノ目、二ノ目潟、寒風山の草原等の静的な美を持つ男鹿国定公園を背後に控え持つ観光都市である。

また、船川港は国家石油備蓄基地建設などのため、71haの海面埋め立てや18万トンクラスを対象にした航路、泊地、ドルフィンバースの新設、などの整備が進み、石油関連工業の発展が期待されている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
19,815	26,073	19,160	26,073

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 15. 5. 13 内務省告示第346号	2,216	旧船川港町の全域
S 29. 3. 31	14,383	北浦、船越地区を除く市全域
S 33. 8. 12	19,467	男鹿市全域
S 44. 5. 20 建設省告示第2154号	2,221.3	男鹿市の一部（湯本、北浦、船川、脇本、船越）
S 47. 12. 14 秋田県告示第712号	19,603	男鹿市全域
S 56. 11. 24 秋田県告示第914号	19,074	男鹿市の一部（加茂、門前間の西部山岳地域646haを除外）
行政区域面積の変更	19,815	同上（参考）H14年4月現在の都市計画区域実面積（行政区域-除外区域）＝19,815-646＝19,160ha

3. 地域地区

当初決定年月日：S36年 3月25日 建告示第696号

3-1 用途地域

最終決定年月日：H15年 8月27日 市告示第 35号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	94	9.8	80	50
第1種中高層住居専用地域	108	11.3	200	60
第2種中高層住居専用地域	47	4.9	200	60
第1種住居地域	231	24.0	200	60
第2種住居地域	40	4.2	200	60
準住居地域	4	0.4	200	60

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建ペイ率 (%)
近 隣 商 業 地 域	73	7.6	200	80
商 業 地 域	32	3.3	400	80
準 工 業 地 域	136	14.2	200	60
工 業 地 域	30	3.1	200	60
工 業 専 用 地 域	165	17.2	200	60
計	960	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

3-2 準防火地域

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
準防火地域	93.5	当初決定年月日：S37年 5月15日 建告示第1219号 最終決定年月日：S49年12月16日 市告示第32号

3-3 臨港地区

当初決定年月日：S34年 3月10日 建告示第234号

最終決定年月日：H15年 8月15日 県告示第639号

地区名	面 積 (h a)	区 分 種 別					
		商港区 (ha)	工業港区 (ha)	保安港区 (ha)	修景厚生 港区(ha)	漁港区 (ha)	マリーナ 港区(ha)
船川港臨港地区	253.4	75.1	48.2	107.6	18.2	2.1	2.2

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
2等大路 第1類第1号	税関通線	男鹿市船川港船 川字新浜町49	男鹿市船川港船川 字元浜町221の1	18	—	136	S40. 6. 2(S36. 3. 25) 建設省告示第1435号	136	100
3・3・7	男鹿秋田線	男鹿市脇本脇本 字横町道上	男鹿市船越字一 向	23	4	5,140	H16. 4. 16(S45. 10. 20) 秋田県告示第379号	5,140	100
2等大路 第2類第1号	船越中央通 線	男鹿市船越字本 町15の20	男鹿市船越字一 向115の18	16	—	846	S36. 3. 25(S36. 3. 25) 建設省告示第690号	841	99
3・5・1	内子前野線	男鹿市船越字内 子294の1416	男鹿市船越字前 野24の5	12	—	750	S56. 4. 1(S36. 3. 25) 男鹿市告示第10号	493	66
3・5・2	下谷地船越 線	男鹿市脇本脇本 字下谷地73	男鹿市船越字船 越423	12	—	3,770	S56. 4. 1(S36. 3. 25) 男鹿市告示第10号	—	—
3・1・3	内子杉山線	男鹿市船越字内 子294の1437	男鹿市船越字杉 山24の2	40	—	630	S57. 4. 10(S57. 4. 10) 秋田県告示第308号	630	100
3・4・4	男鹿臨港線	男鹿市船川港南 平沢字明王堂前	男鹿市船越字船 越	16	2	12,705	H16. 4. 16(S40. 6. 2) 秋田県告示第379号	4,112	32.4
3・4・5	羽立田中線	男鹿市船川港比 詰字羽立	男鹿市船川港比 詰字大沢田	16.5	2	1,580	H14. 8. 27(S61. 2. 18) 秋田県告示第580号	161	10.2
3・5・6	羽立線	男鹿市船川港比 詰字大巻	男鹿市船川港比 詰字二合田9の2	12	—	880	S61. 2. 18(S36. 3. 25) 男鹿市告示第9号	60	6.8
2等大路 第3類第1号	新浜町線	男鹿市船川港船 川字新浜町13	男鹿市船川港船 川字外ヶ沢123	14.5	—	572	S36. 3. 25(S25. 5. 20) 建設省告示第690号	150	26.2

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
2等大路 第3類第2号	元浜増川線	男鹿市船川港船 川字元浜町194	男鹿市船川港増 川字宮の下51	12	—	3,008	S36. 3. 25(S27. 5. 7) 建設省告示第690号	—	—
2等大路 第3類第3号	芦沢増川線	男鹿市船川港船 川字化世沢175の 11	男鹿市船川港増 川字惣屋布17	12	—	1,839	S36. 3. 25(S36. 3. 25) 建設省告示第690号	—	—
2等大路 第3類第4号	男鹿駅前通 線	男鹿市船川港船 川字新浜町9	男鹿市船川港船 川字片田87の1	12	—	640	S51. 11. 12(S30. 5. 21) 男鹿市告示第24号	160	25. 0
8・7・1	歩行者自転車 専用道路1号	男鹿市船川港比 詰字大沢田261	男鹿市船川港船 川字柳沢1の7	4	—	5,030	H 6. 3. 7(S53. 3. 1) 男鹿市告示第2号	4,530	90. 1
8・7・2	歩行者自転車 専用道路2号	男鹿市船川港比 詰字羽立	男鹿市船川港比 詰字大巻81の1	4	—	750	S53. 3. 25(S53. 3. 1) 男鹿市告示第6号	—	—
8・7・3	歩行者自転車 専用道路3号	男鹿市船川港金 川字姫ヶ沢	男鹿市船川港金 川字姫ヶ沢	4	—	350	S58. 9. 8(S58. 9. 8) 男鹿市告示第24号	148	42. 3
計	16路線					38,626		16,561	42. 9

※()は当初年月日

4-2 都市計画公園・緑地

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	泉台街区公園	男鹿市船川港船川字泉 台	S54. 9. 1(S36. 3. 25) 男鹿市告示第15号	0. 39	0. 39
街区	2・2・2	西ヶ丘街区公園	男鹿市船川港船川字小 沢田	S54. 9. 1(S36. 3. 25) 男鹿市告示第15号	0. 70	0. 14
街区	2・3・3	芦沢街区公園	男鹿市船川港船川字化 世沢	S54. 8. 28(S36. 3. 25) 秋田県告示第669号	1. 69	—
街区	2・2・4	羽立街区公園	男鹿市船川港比詰字才 ノ神	S54. 9. 1(S36. 3. 25) 男鹿市告示第15号	0. 25	0. 25
街区	2・2・5	中町街区公園	男鹿市船越字船越	S54. 9. 1(S51. 3. 8) 男鹿市告示第15号	0. 20	0. 20
街区	2・2・6	北浦街区公園	男鹿市北浦北浦字山王 林	S54. 9. 1(S45. 9. 30) 男鹿市告示第15号	0. 20	0. 20
街区	2・2・7	脇本街区公園	男鹿市脇本脇本字脇本	S54. 9. 1(S47. 8. 18) 男鹿市告示第15号	0. 22	0. 22
街区	2・2・8	新道街区公園	男鹿市北浦北浦字忍田	S54. 9. 1(S48. 1. 5) 男鹿市告示第15号	0. 11	0. 11
街区	2・2・9	金川街区公園	男鹿市船川港金川字 姫ヶ沢	S54. 9. 1(S48. 7. 18) 男鹿市告示第15号	0. 22	0. 22
街区	2・2・10	箱井街区公園	男鹿市五里合箱井字町 屋田	S54. 9. 1(S51. 3. 8) 男鹿市告示第15号	0. 12	0. 12
街区	2・2・11	長沼街区公園	男鹿市船越字内子	S54. 9. 1(S51. 3. 8) 男鹿市告示第15号	0. 14	0. 14
街区	2・2・12	飯の町街区公園	男鹿市脇本脇本字飯の 町	S54. 9. 1(S51. 3. 8) 男鹿市告示第15号	0. 32	0. 32
街区	2・2・13	入道崎街区公園	男鹿市北浦入道崎字家 の上	S54. 9. 1(S51. 3. 8) 男鹿市告示第15号	0. 25	0. 25
街区	2・2・14	金川台街区公園	男鹿市船川港金川字金 川台	S54. 9. 1(S51. 3. 8) 男鹿市告示第15号	0. 14	0. 14
街区	2・2・16	北町街区公園	男鹿市船川港船川字小 沢田	S54. 9. 1(S51. 3. 8) 男鹿市告示第15号	0. 19	—
街区	2・2・17	戸賀街区公園	男鹿市戸賀戸賀字滝沢	S54. 3. 26(S54. 3. 26) 男鹿市告示第5号	0. 14	0. 14

種別	番号	公 園 名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・18	神谷街区公園	男鹿市五里合神谷字長者森	S55. 1. 23(S55. 1. 23) 男鹿市告示第1号	0.42	—
街区	2・2・19	双六街区公園	男鹿市船川港双六字打越	S55. 1. 23(S55. 1. 23) 男鹿市告示第1号	0.35	0.35
街区	2・2・20	湯本街区公園	男鹿市北浦湯本字中里	S55. 1. 23(S55. 1. 23) 男鹿市告示第1号	0.57	0.57
街区	2・2・21	西黒沢街区公園	男鹿市北浦西黒沢字島ノ久保	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.14	0.14
街区	2・2・22	西水口街区公園	男鹿市北浦西水口字櫓板	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.33	0.33
街区	2・2・23	馬生目街区公園	男鹿市船川港仁井山字屋布台	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.19	0.19
街区	2・2・24	大倉街区公園	男鹿市脇本富永字大倉	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.49	0.49
街区	2・2・25	一向街区公園	男鹿市船越字一向	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.14	0.14
街区	2・2・26	台島街区公園	男鹿市船川港台島字木戸口	S56. 12. 14(S56. 12. 14) 男鹿市告示第25号	0.43	0.43
街区	2・2・27	仁井山街区公園	男鹿市船川港仁井山字谷地端	H 7. 2. 23(S56. 12. 14) 男鹿市告示第3号	0.23	0.23
街区	2・2・28	相川街区公園	男鹿市北浦相川字冷水	S56. 12. 14(S56. 12. 14) 男鹿市告示第25号	0.65	0.65
街区	2・2・29	八郎谷池街区公園	男鹿市船越字八郎谷池	S58. 9. 8(S58. 9. 8) 男鹿市告示第25号	0.18	0.18
街区	2・2・30	樽沢街区公園	男鹿市脇本樽沢字刈沢	S61. 2. 18(S62. 2. 18) 男鹿市告示第11号	0.25	0.25
街区	2・2・31	前野街区公園	男鹿市船越字前野ほか	S63. 3. 15(S63. 3. 15) 男鹿市告示第8号	0.19	0.19
街区	2・2・32	内子街区公園	男鹿市船越字内子	S63. 3. 15(S63. 3. 15) 男鹿市告示第8号	0.29	0.29
街区	2・2・33	芦沢南街区公園	男鹿市船川港船川字化世沢	H11. 2. 24(H11. 2. 24) 男鹿市告示第7号	0.13	0.13
近隣	3・3・1	船川南近隣公園	男鹿市船川港船川字芦沢	H 1. 7. 7(S36. 3. 25) 秋田県告示第459号	3.01	—
近隣	3・3・2	船越近隣公園	男鹿市船越字内子	S54. 8. 28(S36. 3. 25) 秋田県告示第669号	2.77	2.73
近隣	3・3・3	金川近隣公園	男鹿市船川港船川字海岸通り2号	S54. 8. 28(S48. 6. 23) 秋田県告示第669号	3.1	3.1
近隣	3・2・4	脇本近隣公園	男鹿市脇本脇本字前野	H17. 6. 14(H17. 6. 14) 男鹿市告示第38号	0.8	0.8
総合	5・5・1	男鹿総合公園	男鹿市船川港船川字外ヶ沢・南平沢字平の沢・増川字滝の沢	S54. 8. 28(S36. 3. 25) 秋田県告示第669号	15.0	—
運動	6・5・1	男鹿総合運動公園	男鹿市船川港比詰字大沢田・金川字上小友・金川字槻木沢	H14. 8. 23(S49. 2. 19) 秋田県告示第566号	34.0	33.2
合計		38か所			68.94	47.23

※()は当初決定年月日

(注)都市施設以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 船川ふれあい公園1.3ha(開設済) 2. 男鹿中地区ふれあい公園0.32ha(開設済)

4-3 都市下水路

平成23年4月1日現在

下水路名	最終決定年月日 及び告示番号	計画決定		供用	
		集水区域 (h a)	管渠 (m)	集水区域 (h a)	管渠 (m)
北浦都市下水路	S63. 3. 15(S34. 3. 10) 男鹿市告示第7号	33	290	33	293
湯本都市下水路	S63. 3. 15(S45. 2. 27) 男鹿市告示第7号	53	580	53	416
計	2 都市下水路	86	870	86	709

※()は当初決定年月日

4-4 公共下水道

当初決定年月日：S53年 3月 1日 市告示第 7号

最終決定年月日：H20年8月19日 市告示第53号

下水道名	排水区域	幹線管渠延長 (m)	ポンプ 場箇所及び面積 (m2)	処理場	供用 (ha)
男鹿市 公共下水道	977	—	1ヶ所 1,600m2	秋田湾・雄物川流域下水道 (臨海処理区)に接続	529.1

4-5 汚物処理場

当初決定年月日：S51年 5月24日 市告示第9号

最終決定年月日：S51年 5月24日 市告示第9号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
第1号男鹿地区汚物処理場	男鹿市船越字一向	1.9	高負荷脱窒素処理 +高度処理	100kl/日	1.90

4-6 ごみ焼却場

当初決定年月日：S56年 4月 1日 市告示第8号

最終決定年月日：S56年 4月 1日 市告示第8号

焼却場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
第1号男鹿市清掃センター	男鹿市船川港仁井山字大石台	0.9	准連続燃焼式	60t/日	0.9

4-7 市場

当初決定年月日：S58年12月 9日 市告示第31号

最終決定年月日：S58年12月 9日 市告示第31号

市場名	位置	決定面積 (h a)	供給能力	完了面積 (h a)	告示
男鹿市北部 卸売市場	男鹿市北浦北 浦字忍田	約0.39	水産物 4,171t/年	約0.2	S58. 12. 9(S58. 12. 9) 男鹿市告示第31号
男鹿市南部 卸売市場	男鹿市船川港 双六字館山	約0.46	水産物 2,073t/年	約0.2	S58. 12. 9(S58. 12. 9) 男鹿市告示第31号

※()は当初決定年月日

4-8 火葬場

当初決定年月日：S61年 2月18日 市告示第10号

最終決定年月日：S61年 2月18日 市告示第10号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (ha)	備考
男鹿市斎場	男鹿市脇本田谷沢字要沢	0.6	6体/日	0.6	

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 地名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
羽立	—	—	S62. 8. 18	個人	1.6	S63. 9. 6	
計	0.0		1 地区		1.6		

由利本荘市

1. 沿革と概況(旧本荘市)

由利本荘市本荘地域は明治4年の廃藩置県の際は本荘県に属し、明治22年町村制実施により、石脇村を編入、町制施行に踏み切った。その後昭和29年本荘町ほか6村の合併により旧本荘市が誕生し、さらに平成17年には1市7町の合併により現在の由利本荘市となった。同市の都市計画区域は旧本荘市の一部と旧矢島町の一部の2区域となっている。

当地域は県西南部に位置する由利地方の中心地であり南に東北の主峰鳥海山がそびえ、これに水源を発する県内三大河川の一つである子吉川の流域、本荘平野に位置する。さらにJ R羽越本線、由利高原鉄道鳥海山ろく線、国道7号、105号、107号、108号、341号、398号が通過し、日本海沿岸東北自動車道をはじめとした高速交通体系の整備も着実に進展するなど、交通の要衝ともなっており地域間交流も一層拡大してきている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中地区	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
18,831	44,032	6,447	39,986	457	19,063

(注) 人口集中地区(D・I・D)は、平成17年国勢調査による。

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 9. 12. 14 内務省告示第598号	1,442.5	本荘町の全域
S 29. 3. 31	18,950	本荘市の全域
S 44. 5. 20 建設省告示第2114号	1,913.5	本荘市の一部
S 59. 2. 4 秋田県告示第 76号	6,437	本荘市の一部
H 19. 5. 18 秋田県告示第 282号	6,447	旧本荘市の一部

3. 地域地区

当初決定年月日：S34年 3月10日 建告示第235号

3-1 用途地域

最終決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第 11号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	124	11.4	50 60 80	30 40 50
第2種低層住居専用地域	36	3.3	80	50
第1種中高層住居専用地域	66	6.0	100 200	60
第2種中高層住居専用地域	123	11.3	200	60
第1種住居地域	296	27.1	200	60

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建ぺい率 (%)
第 2 種 住 居 地 域	140	12.8	200	60
準 住 居 地 域	12	1.1	200	60
近 隣 商 業 地 域	37	3.4	200	80
商 業 地 域	71	6.5	400	80
準 工 業 地 域	91	8.3	200	60
工 業 地 域	96	8.8	200	60
計	1,092	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

3-2 準防火地域

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
準防火地域	108	当初決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第12号 最終決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第12号

3-3 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	種 別 面 積 内 訳		
			第1種地 区	第2種地 区	第3種地 区
蟻山風致地区	S35. 7. 8(S34. 3. 24) 建設省告示第1278号	39.60	27.20	6.60	5.80
東山風致地区	S34. 3. 24(S34. 3. 24) 建設省告示第496号	61.85	46.58	15.27	—
計	2地区	101.45	73.78	21.87	5.80

(注) () は当初決定日

3-4 臨港地区

当初決定年月日：H19年 5月25日 県告示第50号

最終決定年月日：H19年 5月25日 県告示第50号

地区名	面 積 (h a)	区 分 種 別				
		商港区 (h a)	工業地区 (h a)	保安地区 (h a)	修景厚生 港区 (h	マリナ港区 (h a)
本荘港臨港地区	13.2				4.6	8.6

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
1・3・1	本荘高速線	本荘市二十六木 字根本田	岩城町内道川字 ウトカ鼻	23.5	4	21,620	H12.12.19(H 8.12.13) 秋田県告示第789号	21,620	100
1・3・2	本荘南高速 線	西目町出戸字猿 田	本荘市二十六木 字根本田	23.5	4	10,580	H11. 5.18(H11. 5.18) 秋田県告示第305号	10,580	100
3・3・1	秋田本荘線	本荘市石脇字赤 冗字山の神	本荘市薬師堂字 水林	22	—	5,240	H 2. 3.16(S34. 3.24) 秋田県告示第182号	—	—
3・3・2	水林二十六 木線	本荘市出戸町字 水林	本荘市出戸町字 上大野	25	—	4,360	H 2. 3.16(S46. 8.14) 秋田県告示第182号	—	—
3・3・3	大内本荘線	由利郡大内町米 坂字米ノ沢	本荘市出戸町字 大鋸町	22	4	8,660	H12.12.19(S56. 8.25) 秋田県告示第789号	3,700	42.7
3・4・4	停車場栄町 線	本荘市出戸町字 西梵天	本荘市出戸町字 水林	18	—	1,920	H 8.12. 3(S25. 5.20) 秋田県告示第770号	750	39.1
3・2・5	砂子下田尻 線	本荘市出戸町字 砂子下字鶴沼	本荘市石脇字田 尻野	30	—	2,150	H 2. 3.16(S48. 8.14) 秋田県告示第182号	—	—
3・3・6	本荘横手線	本荘市出戸町字 井戸尻	本荘市二十六木 字岡本	25	—	4,650	H 2. 3.16(S34. 3.24) 秋田県告示第182号	—	—
3・4・7	新山線	本荘市石脇字田 尻野	本荘市川口字新 田	16	—	2,780	H 2. 3.16(S46. 8.14) 秋田県告示第182号	302	10.9
3・4・8	田尻環状線	本荘市石脇字田 尻野	本荘市石脇字石 脇	16	—	3,830	H 6. 3. 8(S46. 8.14) 秋田県告示第147号	2,484	64.9
3・4・9	駅東中央環 状線	本荘市出戸町字 岩渕下	本荘市埋田字元 工伝	25	—	4,300	H 2. 3.16(S46. 8.14) 秋田県告示第182号	1,973	45.9
3・4・10	由利橋通線	本荘市石脇字石 脇	本荘市出戸町字 鶴沼字瓦谷地	18	—	1,230	H 8.12. 3(S34. 3.24) 秋田県告示第770号	624	50.7
3・4・11	臨港線	本荘市出戸町字 井戸尻	本荘市出戸町字 水林	16	—	1,030	S56. 8.25(S46. 8.14) 秋田県告示第673号	—	—
3・4・12	北裏地線	本荘市出戸町字 北裏地	本荘市出戸町字 巢組	16	—	690	S46. 8.14(S46. 8.14) 秋田県告示第456号	—	—
3・5・13	由利中央線	本荘市出戸町字 巢組	本荘市出戸町字 陣場岱字大鋸町	12	—	2,140	S57. 7.21(S34. 3.24) 本荘市告示第11号	1,910	89.3
3・5・14	石脇通線	本荘市石脇字山 の神字竜巻	本荘市川口字後 野字上菖蒲崎	12	—	1,800	H 6. 3. 8(S34. 3.24) 本荘市告示第3号	430	23.9
3・5・15	千刈線	本荘市出戸町字 新組町	本荘市出戸町字 大鋸町字不戻沢	12	—	810	H 2. 3.12(S34. 3.24) 本荘市告示第3号	465	57.4
3・4・16	大町銀座通 線	由利本荘市出戸 町字砂子下	由利本荘市美倉 町	16	—	1,530	H19.11. 8(S25. 5.20) 由利本荘市告示第75号	209	13.7
3・4・17	小園線	本荘市中町17の 1	本荘市出戸町字 鶴沼43	11	—	540	H 2. 3.12(S34. 3.24) 本荘市告示第3号	540	100
3・4・18	石の花竜巻 線	本荘市石脇字石 の花	本荘市石脇字山 の神	16	—	540	H 2. 3.16(H 2. 3.16) 秋田県告示第182号	—	—
3・4・19	砂子下陣場 岱線	本荘市出戸町字 鶴沼字砂子下	本荘市出戸町字 下地ヶ沢	16	—	1,080	H 2. 3.16(H 2. 3.16) 秋田県告示第182号	—	—
3・4・20	停車場東口 線	本荘市出戸町字 西梵天	本荘市出戸町字 東梵天	16	—	560	H 2. 3.16(H 2. 3.16) 秋田県告示第182号	230	41.1
3・4・21	梵天線	本荘市出戸町字 赤沼下道	本荘市出戸町字 一番堰字松街道	16	—	1,430	H 2. 3.16(H 2. 3.16) 秋田県告示第182号	70	4.9
3・4・22	千刈薬師堂 線	本荘市出戸町字 大鋸町字不戻沢	本荘市薬師堂字 中道	16	—	1,280	H 6. 3. 88H 2. 3.16) 秋田県告示第147号	448	35.0
7・6・1	駅前横丁線	本荘市出戸町字 西梵天	本荘市花畑町	9	—	90	H 1. 3.15(H 1. 3.15) 本荘市告示第5号	90	100

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
7・7・2	笹道線	本荘市出戸町字 西梵天字花畑町	本荘市出戸町字 御門	6	—	800	H 1. 3. 15(H 1. 3. 15) 本荘市告示第5号	800	100
7・7・3	御門線	本荘市出戸町字 御門	本荘市出戸町字 御門	6	—	180	H 1. 3. 15(H 1. 3. 15) 本荘市告示第5号	180	100
計	27路線					85,820		47,405	55.2

※()は当初年月日

4-2 都市計画公園・緑地・墓園

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	中島街区公園	本荘市出戸町字下川原 中島及び字北裏地	S54. 3. 19(S34. 3. 24) 本荘市告示第4号	0.95	—
街区	2・2・2	掃部公園	本荘市肴町	H 2. 3. 12(S44. 5. 20) 本荘市告示第4号	0.13	0.13
街区	2・2・3	竜巻街区公園	本荘市石脇字竜巻	S54. 3. 19(S53. 3. 3) 本荘市告示第4号	0.30	0.29
街区	2・2・4	八幡街区公園	本荘市谷地町	S54. 3. 20(S34. 3. 24) 秋田県告示第213号	1.07	—
街区	2・2・5	鶴沼街区公園	本荘市出戸町字鶴沼	H 2. 3. 12(S34. 3. 24) 本荘市告示第4号	0.20	—
街区	2・2・6	中央公園	本荘市美倉町	H19. 11. 8(S48. 12. 14) 本荘市告示第76号	0.05	0.05
街区	2・2・7	田尻公園	本荘市石脇字田尻	S54. 3. 19(S50. 8. 22) 本荘市告示第4号	0.23	0.23
街区	2・2・8	住吉公園	本荘市観音町	S54. 3. 19(S52. 3. 1) 本荘市告示第4号	0.15	0.18
街区	2・2・9	赤沼公園	本荘市花畑町	S54. 3. 19(S52. 3. 1) 本荘市告示第4号	0.23	0.23
街区	2・2・10	本田仲街区公園	本荘市本田仲町	S54. 3. 19(S52. 3. 1) 本荘市告示第4号	0.19	0.19
街区	2・2・11	柴野街区公園	本荘市川口字柴野	S54. 3. 19(S54. 3. 19) 本荘市告示第4号	0.13	0.13
街区	2・2・12	薬師堂街区公園	本荘市薬師堂字家の腰	S55. 3. 13(S55. 3. 13) 本荘市告示第2号	0.33	0.34
街区	2・2・13	上の山街区公園	本荘市石脇字今町	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 本荘市告示第4号	0.12	0.12
街区	2・2・14	みなみ街区公園	本荘市薬師堂字谷地	S63. 7. 12(S63. 7. 12) 本荘市告示第14号	0.25	0.25
街区	2・2・15	あかはげ街区公園	本荘市石脇字赤元	H 1. 3. 15(H 1. 3. 15) 本荘市告示第4号	0.38	0.38
街区	2・2・16	宮内街区公園	本荘市宮内字上下野	H 3. 10. 17(H 3. 10. 17) 本荘市告示第14号	0.28	0.28
街区	2・2・17	飛鳥街区公園	本荘市川口字家妻	H 3. 10. 17(H 3. 10. 17) 本荘市告示第14号	0.16	0.16
近隣	3・3・1	松涛公園	本荘市石脇字石の花、 田尻野	H 2. 3. 13(S47. 11. 30) 秋田県告示第176号	2.8	2.8
地区	4・4・1	石脇公園	本荘市石脇字弁慶川ほ か	S55. 3. 4(S55. 3. 4) 秋田県告示第138号	5.5	4.5
総合	5・5・1	本荘公園	由利本荘市表尾崎町ほ か	H18. 7. 21(S33. 3. 19) 秋田県告示第587号	17.1	16.4

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
総合	5・6・2	新山公園	本荘市石脇字東山ほか	S54. 3. 20(S34. 3. 24) 秋田県告示第213号	36. 50	25. 00
運動	6・6・1	本荘市由利総合運動公園	本荘市出戸町字水林ほか	H 2. 3. 13(S44. 5. 20) 秋田県告示第176号	92. 7	15. 3
小計		22か所			159. 8	67. 0
墓園	1	新山野墓園	本荘市石脇字新山野	S53. 3. 3(S53. 3. 3) 本荘市告示第8号	9. 3	1. 45
緑地	1	子吉川河川緑地	本荘市出戸町字岩渕下	S51. 10. 26(S51. 10. 26) 秋田県告示第733号	22. 8	8. 9
緑地	2	芋川桜つつみ河川緑地	本荘市石脇字下夕畑ほか	H13. 3. 30(H13. 3. 30) 秋田県告示第198号	158. 5	9. 0
合計		25か所			350. 35	86. 3

※()は当初決定年月日

(注) 都市施設以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 菖蒲公園3. 6ha(開設済)
2. 子吉川河川公園2. 0ha(開設済)
3. ぽぽろ健康運動公園5. 9ha(開設済)
4. 高城公園3. 1ha(開設済)
5. 新鶴潟公園20. 5ha(開設済)
6. 西目カントリーパーク10. 2ha(開設済)

4-3 公共下水道

当初決定年月日：S56年 8月26日 市告示第12号
最終決定年月日：H 4年12月 7日 市告示第32号

下水道名	排水区域	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所及び面積 (m2)	処理場 (m2)	供用 (ha)
本荘市 公共下水道	1, 091	8路線 14, 550m	4ヶ所 3, 030m2	本荘市終末処理場 34, 500m2	排水区域 816ha

4-4 汚物処理場

当初決定年月日：S63年 7月12日 市告示第15号
最終決定年月日：H 3年10月17日 市告示第16号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
本荘由利広域市町村圏 組合し尿処理場	本荘市二十六木字 下鎌田野地内	0. 83		220k1/日	0. 80

4-5 ごみ処理場

当初決定年月日：H 3年10月17日 市告示第13号
最終決定年月日：H 3年10月17日 市告示第13号

焼却場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
本荘由利広域市町村圏 組合しごみ処理場	本荘市二十六木字 下鎌田野	0. 82	准連続燃焼式 フトウカ炉	137t/日	0. 82

4-6 市場

当初決定年月日：S57年11月10日 市告示第13号
最終決定年月日：S57年11月10日 市告示第13号

市場名	位置	決定面積 (ha)	供給能力	完了面積 (ha)	備考
本荘総合地方卸売市場	本荘市出戸町 字水林	1. 6	青果:29,000t/年 水産:18,000t/年	1. 6	

4-7 火葬場

当初決定年月日：S41年12月 7日 建告示第3914号
最終決定年月日：H13年 6月 4日 市告示第 19号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体／日)	完了面積 (ha)	備考
本荘市水林斎場	本荘市薬師堂字水林	0.83	8	—	

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

平成22年4月1日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
本荘駅前	26.2	S52. 3. 1(S46. 8. 17) 秋田県告示第123号	S47. 9. 28	本荘市	26.2	H7. 7. 28	
川口大楯町線	3.9	H 3. 12. 5(H 3. 12. 5) 本荘市告示第17号	H4. 6. 23	本荘市	3.9	H8. 6. 28	
本荘中央	11.6	H 8. 12. 3(H 8. 12. 3) 本荘市告示第35号	H9. 12. 18	本荘市	11.6	施工中	
計	41.7		3 地区		41.7		

※()は当初決定年月日

由 利 本 荘 市

1. 沿革と概況(旧矢島町)

由利本荘市矢島地域は由利地方の南部鳥海山ろくの台地に位置し、古くは鳥海修験者によって開かれた地域であるが寛永17年生駒高俊が統合し、生駒藩の城下町として栄えた。明治22年の町村制の施行により旧矢島町が誕生し、さらに平成17年には1市7町の合併により現在の由利本荘市となり、同市の都市計画区域は当該区域の旧矢島町と旧本荘市の2区域となっている。

国鉄から第3セクター方式となった鳥海山ろく線が走り、鳥海山、花立高原をレクリエーション基地として矢島スキー場の開設等通年観光開発を進めている。産業は、農林業が盛んであったが、近年弱電を中心とする誘致企業の進出により、就業構造に変化が見られる。

都市基盤を進めるにあたっては、快適な歩行者空間と雪に強い街路網の整備、良好な住宅地商業地の形成、駅前開発が課題である。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
12,363	5,426	447	3,335

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 9. 12. 14 内務省告示第598号	447	矢島町の一部

3. 都市計画施設

3-1 公共下水道

当初決定年月日：H 6年11月 4日

町告示第19号

変更決定年月日：H19年 2月19日

市告示第108号

下水道名	排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場	処理場	供用 (ha)
由利本荘市公共下水道 (矢島処理区)	180	270	—	矢島浄化センター	159.5

4. 市街地開発事業

4-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (ha)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
北東	—	—	S63. 8. 30	個人	2.9	H2. 3. 23	
計			1 地区		2.9		

※()は当初決定年月日

にかほ市

1. 沿革と概況(旧仁賀保町)

昭和30年3月に平沢町、院内村、小出村が合併し旧仁賀保町として発足、平成17年10月に金浦町、象潟町と合併し、現在のにかほ市となった。

県の西南部、日本海の沿岸に位置しJ R羽越本線と市北部まで一部開通した日本海沿岸東北自動車道、国道7号、県道5本が主な交通網である。工業では世界に進出するTDKをはじめ、多数のエレクトロニクス関連企業を有し、一方では仁賀保高原が鳥海山を背に風光明媚な場所として、また家族連れのリゾートの場として整備されている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
9,853	11,483	※	8,328

※H22.7.23県告369号にて仁賀保、金浦、象潟の3都市計画区域を一の都市計画区域に変更

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S32.4.17 建設省告示第613号	4,973	仁賀保町の一部
S44.5.20 建設省告示第2145号	298	仁賀保町の一部
S56.11.24 秋田県告示第912号	431	仁賀保町の一部
H2.8.14 秋田県告示第576号	654	仁賀保町の一部
H22.7.23 秋田県告示第368号	2,353	にかほ市の一部

3. 地域地区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S34年3月10日 町告示第236号
最終決定年月日：H22年7月23日 にかほ市告示第75号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	7.6	2.6	80	50
第1種中高層住居専用地域	25	8.5	200	60
第2種中高層住居専用地域	5.4	1.8	200	60
第1種住居地域	136	46.3	200	60
準住居地域	21	7.1	200	60
近隣商業地域	5.8	2.0	200	80
商業地域	8.2	2.8	400	80
準工業地域	31	10.5	200	60
工業地域	54	18.4	200	60
計	294	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

3-2 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	種 別 面 積 内 訳		
			第1種地区 (h a)	第2種地区 (h a)	第3種地区 (h a)
琴浦風致地区	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	1. 7	1. 7	—	—
大沢風致地区	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	0. 5	0. 5	—	—
2 地区		2. 2	2. 2	—	—

※()は当初決定年月日

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
1・3・1	仁賀保高速線	両前寺家の浦	両前寺字浜中	23. 5	4	1, 950	H22. 7. 23(H11. 5. 18) 秋田県告示第372号	600	30. 8
1・3・2	仁賀保南高速線	大竹字西山	両前寺字家の浦	23. 5	4	11, 290	H22. 7. 23(H11. 5. 18) 秋田県告示第372号	—	—
3・5・7	鈴琴浦線	平沢字平森	平沢字前田表	15	2	2, 970	H22. 7. 23(H11. 5. 18) 秋田県告示第372号	2, 375	80. 0
3・3・1	琴浦室沢線	平沢字家ノ後	平沢字家妻	25	2	780	H22. 7. 23(H11. 5. 18) 秋田県告示第372号	580	74. 4
3・6・16	仁賀保駅港湾線	平沢字清水89	平沢字坂ノ下27	9	—	960	H 6. 7. 15(S34. 3. 24) 秋田県告示第484号	330	34. 4
3・6・17	清水線	平沢字清水8の3	平沢字坂ノ下	9	—	500	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	500	100
3・4・2	室沢両前寺線	平沢字家妻	両前寺字井戸尻	18	2	2, 540	H22. 7. 23(H11. 5. 18) 秋田県告示第372号	1, 700	47. 2
計	7 路線					20, 990		6, 085	29. 0

※()は当初決定年月日

4-2 都市計画公園・墓地

平成23年4月1日現在

種別	番号	公 園 名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	熊野公園	平沢字家ノ後	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	0. 13	—
近隣	3・3・1	望海公園	平沢字画書画	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	1. 29	—
近隣	3・3・2	仁賀保公園	平沢字清水	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	1. 20	—
運動	6・4・1	仁賀保運動公園	平沢字鳥ノ子渚ほか	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	7. 30	7. 30
小計					9. 92	7. 30
墓園	1	仁賀保墓園	仁賀保市平沢字団子坂の一部	H22. 7. 23(S53. 1. 10) 秋田県告示第732号	10. 2	6. 14
計		5 か所			20. 12	13. 44

※()は当初決定年月日

4-3 公共下水道

当初決定年月日：H 4年12月 8日 秋田県告示第820号
最終決定年月日：H22年7月23日 にかほ市告示第75号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所 及び面積 (m2)	処理場 (m2)	供用 (ha)
にかほ市公共下水道	約797 仁賀保：344 金 浦：105 象 潟：348	—	8箇所 約5,711m2	笹森クリーン センター 約62,600m2	524

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
平沢	19.66	H22. 7.23(S34.11. 5) にかほ市告示第75号	S35.2.13	仁賀保町	4.4	S53.3.7	
平沢坂ノ下	—	—	S51.3.30	個人	1.9	S51.10.16	
平沢清水尻	—	—	S63.6.11	個人	1.4	H1.5.12	
仁賀保駅・港湾	3.74	H22. 7.23(S34.11. 5) にかほ市告示第75号	H7.2.14	仁賀保町	3.7	H14.3.29	
計	23.40		4 箇所		11.4		

※()は当初決定年月日

にかほ市

1. 沿革と概況(旧金浦町)

にかほ市金浦地域は、県の西南端に位置しＪＲ羽越本線と国道７号が海岸に沿って通っている。

明治９年の地租改正で赤石村と合併し、明治23年町村制実施に伴い、大竹村、前川村、飛村、黒川村の４村が合併に加わり金浦村とし、さらに明治35年６月町制施行により旧金浦町となった。その後平成17年10月に仁賀保町、象潟町と合併し、にかほ市となり今日に至っている。

基幹産業の農業においては、稲作を基準とした複合経営の充実、他に農産加工した特産品を研究し、漁業においても「アワビ」「車エビ」等つくり育てる栽培漁業に力を入れている。

また、第二次産業の製造業を見ると、昭和40年代後半の高度成長期から平成７年バブル崩壊まではTDK関連企業の伸長により、県内でも所得水準が高い位置にあったが、近年は景気の低迷や生産労働力の海外シフト化により、ゆるやかではあるが、所得水準は減少傾向にある。

気候は温暖で県内では最も早く開花する桜の名所勢至公園がある。

「掛魚まつり」は美しい日本のむら景観コンテストで農林水産大臣賞を受賞し、鳥海山を源とする白雪川が流れる地形は点在する林野が多くその中に耕地が分布している。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (h a)	人口 (人)	面積 (h a)	人口 (人)
1,808	4,578	※	3,836

※H22. 7. 23県告369号にて仁賀保、金浦、象潟の３都市計画区域を一の都市計画区域に変更

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (h a)	区 域
S 11. 5. 30 内務省告示第342号	1,879	旧金浦町の全域
S 44. 5. 20 建設省告示第2159号	185	金浦町の一部
H22. 7. 23 秋田県告示第368号	2,353	にかほ市の一部

3. 地域地区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S58年10月15日 町告示第65号

最終決定年月日：H22年 7月23日 にかほ市告示第75号

地 域 名	面積 (h a)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第１種中高層住居専用地域	25	26.9	200	60
第１種住居地域	38	40.9	200	60
第２種住居地域	1	1.1	200	60
近隣商業地域	15	16.1	200	80
商業地域	2.8	3.0	300	80
準工業地域	11	11.8	200	60
計	93	100		

3-2 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	種 別 面 積 内 訳		
			第1種地区 (h a)	第2種地区 (h a)	第3種地区 (h a)
金浦風致地区	H22. 7. 23(S49. 7. 23) 秋田県告示第372号	43.8	30.0	—	13.8
1 地区		43.8	30.0	—	13.8

※()は当初決定年月日

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・3	川尻岩湯線	金浦町金浦字川 尻45の1	飛字内平45	16	—	2,100	H22. 7. 23(S44. 1. 30) 秋田県告示第372号	—	—
3・4・4	金浦中央線	金浦字十二林33 の1	金浦字金浦120	16	—	500	H22. 7. 23(S44. 1. 30) 秋田県告示第372号	—	—
3・5・8	川尻竹島湯 線	金浦字川尻45の 1	飛字上竹島湯48	14	—	2,400	H22. 7. 23(S44. 1. 30) にかほ市告示第75号	616	25.7
3・5・9	浜の田線	金浦字上林4の 51	金浦字塩焚浜92	14	—	530	H22. 7. 23(S44. 1. 30) にかほ市告示第75号	—	—
計	4 路線				—	5,530		616	11.1

※()は当初決定年月日

4-2 都市計画公園

平成23年4月1日現在

種別	番号	公 園 名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・2	金浦街区公園	金浦字塩焚浜	H22. 7. 23(S49. 7. 9) にかほ市告示第75号	0.15	0.15
街区	2・2・3	十二林街区公園	金浦字十二林	H22. 7. 23(S50. 8. 18) にかほ市告示第75号	0.16	0.16
街区	2・2・4	飛ヶ崎街区公園	飛字飛ヶ崎	H22. 7. 23(S51. 8. 28) にかほ市告示第75号	0.10	0.10
近隣	3・4・3	岡の谷地公園	金浦字岡の谷地	H22. 7. 23(S49. 7. 13) にかほ市告示第75号	4.60	3.10
計		4 か所			5.01	3.51

※()は当初決定年月日

4-3 公共下水道

当初決定年月日：H 4年12月 8日 秋田県告示第820号

最終決定年月日：H22年7月23日 にかほ市告示第75号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所 及び面積 (m2)	処理場 (m2)	供用 (ha)
にかほ市公共下水道	約797 仁賀保：344 金 浦：105 象 湯：348	—	8箇所 約5,711m2	笹森クリーン センター 約62,600m2	524

4-4 都市下水路

平成23年4月1日現在

下水路名	最終決定年月日 及び告示番号	計画決定		供用	
		集水区域 (h a)	菅渠 (m)	集水区域 (h a)	菅渠 (m)
塩焚浜下水路	H23. 7. 23 (S46. 8. 23) にかほ市告示第75号	47	1,030	47	833
岡の谷地水路	H23. 7. 23 (S46. 8. 23) にかほ市告示第75号	83	720	83	617
計	2 都市下水路	130	1,750	130	1,450

※()は当初決定年月日

4-5 市場

当初決定年月日：S50年10月11日 町告示第 22号
最終決定年月日：H22年7月23日 にかほ市告示第 75号

市場名	番号	位置	決定面積 (h a)	供給能力	完了面積 (h a)
金浦卸売市場	1	金浦字塩焚浜	0.8	50 t / 日	0.8

にかほ市

1. 沿革と概況(旧象潟町)

昭和30年3月象潟町と上浜村、上郷村が合併して旧象潟町が発足し、その後平成17年10月に仁賀保町、金浦町と合併し、現在のにかほ市となった。

この地域は秋田県の最南端、鳥海山麓に位置し、東と北は由利本荘市、西は日本海、南は山形県遊佐町に接し、気候は県内でもっとも温暖な地として知られている。

産業面では製造業の電子部品関連業種の生産が高い割合を占め、工業出荷額は県内でも上位にランクされており、第2次産業が町の基盤となっている。

また、日本海に面し、秀峰鳥海山の麓にいだかれ松尾芭蕉が「奥の細道」の最終目的地として訪れた景勝地、天然記念物八十八潟九十九島などの恵まれた地域資源を活用し、観光地として誘客による地域活性化、観光情報の発信、圏域の観光をリードする拠点として国道7号沿いに道の駅「象潟」の整備を行うなど施設の拡充を図りながら通年型の観光地をめざしている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (h a)	人口 (人)	面積 (h a)	人口 (人)	面積 (h a)	人口 (人)
12,402	11,938	※	8,440	223	6,713

(注) 人口集中地区(D・I・D)は、平成17年国勢調査による。

※H22.7.23県告369号にて仁賀保、金浦、象潟の3都市計画区域を一の都市計画区域に変更

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (h a)	区 域
S14.7.15 内務省告示第400号	995	旧象潟町の全域
S44.5.20 建設省告示第2142号	270	象潟町の一部
S60.12.3 秋田県告示第715号	710	象潟町の一部
H13.9.21 秋田県告示第581号	804	象潟町の一部
H22.7.23 秋田県告示第368号	2,353	にかほ市の一部

3. 地域地区

3-1 用途地域

当初決定年月日：H3年3月11日 町告示第6号

最終決定年月日：H23年7月23日 にかほ市告示第75号

地 域 名	面積 (h a)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種中高層住居専用地域	41	12.4	200	60
第1種住居地域	111	33.5	200	60
近隣商業地域	17	5.1	200	80
商業地域	12	3.6	400	80
準工業地域	95	28.7	200	60
工業地域	55	16.6	200	60
計	331	100		

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
1・3・3	象潟高速線	象潟町小滝字中 横山	象潟町大飯郷字 桐平	23.5	4	2,360	H22. 7. 23 (H17. 1. 28) 秋田県告示第372号	—	—
3・4・5	北大通線	象潟町字四丁目塩 越	象潟町字大塩越	16	—	1,450	H22. 7. 23 (S32. 3. 29) 秋田県告示第372号	1,450	100
3・4・6	潟見町線	象潟町字浜山	象潟町字木戸口	16	2	1,330	H22. 7. 23 (H 3. 10. 15) にかほ市告示第75号	470	35.3
3・4・10	南大通線	象潟町字家の後	象潟町関字下り の下	13	2	2,560	H22. 7. 23 (S32. 3. 29) 秋田県告示第372号	1,300	50.8
3・5・11	荒屋線	象潟町字入湖の 澗	象潟町小滝字下 横山	12	2	2,350	H22. 7. 23 (S32. 3. 29) 秋田県告示第372号	—	—
3・5・12	海岸線	象潟町字入湖の 澗	象潟町字才の神	12	—	2,210	H22. 7. 23 (S32. 3. 29) 秋田県告示第372号	1,600	72.4
3・5・13	北塩越線	象潟町字浜畑	象潟町字一丁目 塩越	12	—	780	H22. 7. 23 (S32. 3. 29) にかほ市告示第75号	—	—
3・5・14	南塩越線	象潟町字四丁目 塩越	象潟町字浜山	12	2	1,020	H22. 7. 23 (S32. 3. 29) にかほ市告示第75号	410	40.2
3・5・15	象潟南環状 線	象潟町関字下り の下	象潟町字上山	12	2	2,850	H22. 7. 23 (H17. 1. 28) 秋田県告示第372号	970	34.0
3・6・18	象潟駅前中 央線	象潟町字家の後	象潟町字浜畑	11	—	540	H22. 7. 23 (S32. 3. 29) にかほ市告示第75号	540	100
3・6・19	二の丸線	象潟町字砂見下	象潟町字一丁目 塩越	11	—	400	H22. 7. 23 (S32. 3. 29) にかほ市告示第75号	—	—
計	11路線				—	17,850		6,740	37.8

※()は当初決定年月日

4-2 都市計画公園

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設 面積 (ha)
街区	2・2・5	入道島街区公園	象潟町字入道島	H22. 7. 23 (S48. 9. 26) にかほ市告示第75号	0.88	0.88
街区	2・2・6	上狐森街区公園	象潟町字上狐森	H22. 7. 23 (S49. 8. 30) にかほ市告示第75号	0.33	0.33
計		2か所			1.21	1.21

※()は当初決定年月日

4-3 公共下水道

当初決定年月日：H 4年12月 8日 秋田県告示第820号

最終決定年月日：H22年7月23日 にかほ市告示第4号

下水道名	排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所 及び面積 (m2)	処理場 (m2)	供用 (ha)
にかほ市公共下水道	約797 仁賀保：344 金 浦：105 象 潟：348	—	8箇所 約5,711m2	笹森クリーン センター 約62,600m2	524

4-4 都市下水路

平成23年4月1日現在

下水路名	最終決定年月日 及び告示番号	計画決定		供用	
		集水区域 (h a)	菅渠 (m)	集水区域 (h a)	菅渠 (m)
象潟東部都市下水路	H22. 7. 23 (S46. 8. 24) にかほ市告示第75号	38	1,000	38	440
象潟北部都市下水路	H22. 7. 23 (S34. 9. 14) にかほ市告示第 75号	32	1,070	32	1,070
象潟南部都市下水路	H 22. 7. 23 (H 1. 6. 30) にかほ市告示第75号	37	560	12	413
計	3 都市下水路	107	2,630	82	1,923

※()は当初決定年月日

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
象潟	40.59	H22. 7. 23 (S34. 11. 5) にかほ市告示第75号	—	—	—	未着手	
計	40.59						

※()は当初決定年月日

大仙市

1. 沿革と概況(旧大曲市)

大仙市大曲地域は、平成17年に1市6町1村の合併により現在の大仙市となったが、県内有数の穀倉地帯である仙北平野の中央部に位置し、周辺農村地帯を背景として発展してきた。また、古くから交通の要衝であり、鉄道は、奥羽本線と田沢湖線が結節、平成9年には秋田新幹線が開業、道路は、南北に走る国道13号と東西に走る105号が交差し、また西部に秋田自動車道大曲ICがあり、交通体系が整備されてきた。さらに、秋田自動車道と大曲バイパスの4車線化、地域高規格道路本荘大曲道路の一部を形成する大曲西道路の整備が進められたことにより、交通の拠点性が一層高まっている。

平成7年4月に雄物川流域地方拠点都市に指定され、横手市、湯沢市とともに中心都市に位置づけられ、『にぎわい』商業・交流都市」の役割を担うところである。「地域の中心都市」として快適で安全な生活空間、利便性あふれる都市空間の形成につとめるとともに、「音と光と水のまち」として、文化、芸術活動にも力を入れ、個性のあるまちづくりを推進している。

大曲市都市計画マスタープランでは、将来都市像を「人が集い賑わう交流拠点都市『大曲』～明るく豊に暮らせる元気なまち～」とし、交流拠点都市の形成によって、明るく豊かに暮らせる元気な都市建設を目指している。現在は大仙市全域を対象とした「大仙市都市計画マスタープラン」を策定中である。

交通体系の整備として、大曲西道路と市街地を結ぶ飯田線や、大曲バイパスと大曲駅を接続する駅東線の整備により、さらに利便性が向上した。

中心市街地では、「ふれあい・いきいき・音と光と水のまち」をテーマに、公共施設の整備とともに、地域全体の活性化を図ることを目的として、大曲駅前第2地区土地区画整理事業を施行している。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
10,468	37,454	10,458	37,454	482	16,909

(注) 人口集中地区(D・I・D)は、平成17年国勢調査による。

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 13. 3. 8 内務省告示第77号	3,698	旧大曲町、花館村、大川西根村
S 29. 5. 3	9,691	大曲市の一部
S 44. 5. 20 建設省告示第2160号	1,411	大曲市の一部
S 50. 9. 25 秋田県告示第600号	10,458	大曲市の一部
H 8. 9. 10 秋田県告示第593号	10,458	大曲市の一部

3. 地 域 地 区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S50年10月 1日 市告示第 23号

最終決定年月日：H21年12月 7日 市告示第111号

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建ぺい率 (%)
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	76	9.9	80	50
第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	103	13.4	200	60
第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	50	6.5	200	60
第 1 種 住 居 地 域	273	35.6	200	60 80
第 2 種 住 居 地 域	11	1.4	200	60
近 隣 商 業 地 域	69	9	200	80
商 業 地 域	57	7.4	400	80
準 工 業 地 域	113	14.7	200	60
工 業 地 域	15	2	200	60
計	767	99.9		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

3-2 特別用途地区

地域名	面積 (ha)	告示年月日及び番号	備考
大規模集客施設 制限地区	113	当初決定年月日：H21年12月24日 市告示第124-02号 最終決定年月日：H21年12月24日 市告示第124-02号	大仙市特別用途地区 内における建築物の 制限に関する条例

3-3 高度利用地区

地 区 名	位 置	面積 (ha)	容積率の最高限 度及び最低限度	建築面積の 最低限度	最 終 決 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号
大曲通町地区	大曲通町 大曲福住町	約2.7	Max 400% Min 80%	150m ²	H22. 12. 16 (H22. 12. 16) 大仙告示第95号
建ぺい率の最高限度					
80%					

※ () は当初決定年月日

3-4 準防火地域

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
準防火地域	126.00	当初決定年月日：H 7年12月20日 市告示第 42号 最終決定年月日：H21年12月 7日 市告示第112号

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
1・3・1	内小友和 合線	大仙市内小友字 中伊岡	大仙市和合字田 中	22	4	6,820	H16. 8.20(H 9. 9.19) 秋田県告示第676号	6,820	100
3・4・1	昭和通線	大仙市花館柳町	大仙市大曲金谷 町	16	2	3,920	H16. 8.20(S25. 5.20) 秋田県告示第676号	3,070	78.3
3・3・2	北通線	大仙市佐野町	大仙市花館字葛 野	22	2	910	H16. 8.20(S36. 6.24) 秋田県告示第676号	—	—
3・3・3	駅前通線	大仙市大曲通町	大仙市大曲福住 町	22	4	230	H16. 8.20(S25. 5.20) 秋田県告示第676号	230	100
3・4・4	中通線	大仙市大曲白金 町	大仙市福田町	20	2	1,960	H16. 8.20(S47. 2. 8) 秋田県告示第676号	1,012	51.6
3・4・5	飯田線	大仙市大曲通町	大仙市川目字月 山	16	2	4,340	H16. 8.20(S25. 5.20) 秋田県告示第676号	3,498	80.6
3・4・6	寺町線	大仙市大曲浜町	大仙市大曲住吉 町	16	2	1,850	H16. 8.20(S25. 5.20) 秋田県告示第676号	1,610	87.0
3・4・7	上栄線	大仙市大曲西根 字本田	大仙市戸蔭字谷 地添	16	2	4,600	H16. 8.20(S25. 5.20) 秋田県告示第676号	1,940	42.2
3・3・8	駅東線	大仙市大花町	大仙市福田町	22	2	620	H14. 3. 1(S47. 2. 8) 秋田県告示第127号	620	100.0
3・5・9	大町通線	大仙市大曲中通 町	大仙市大曲日の 出町一丁目	12	—	2,030	S63.12.13(S25. 5.20) 大曲市告示第41号	666	32.8
3・4・11	花園線	大仙市福田町	大仙市大曲金谷 町	16	2	2,930	H16. 8.20(S47. 2. 8) 秋田県告示第676号	337	11.5
3・4・12	福見町線	大仙市大曲須和 町二丁目	大仙市大曲丸子 町	16	2	920	H16. 8.20(S47. 2. 8) 秋田県告示第676号	30	3.3
3・5・13	田町線	大仙市大曲栄町	大仙市大曲須和 町二丁目	12	—	820	S63.12.13(S38. 3. 8) 大曲市告示第41号	720	87.8
3・3・14	六郷大曲神 岡線	美郷町六郷字島 田	大仙市北檜岡字 下船戸	28	4	11,360	H16. 8.20(S53.11.28) 秋田県告示第676号	9,500	83.6
3・5・15	朝日町線	大仙市大曲通町	大仙市大曲福住 町	12	—	590	H 2. 3.13(H 2. 3.13) 秋田県告示第173号	430	72.9
3・4・81	花館北檜岡 線	大仙市花館字間 倉洲崎	大仙市北檜岡字 嶋	16	2	600	H16. 8.20(H10. 1.23) 秋田県告示第676号	—	—
7・6・1	通町線	大仙市大曲丸の 内町	大仙市大曲黒瀬 町	9	—	420	H14. 3. 1(H 1.12. 6) 大曲市告示第60号	357	85.0
7・6・2	大花線	大仙市大花町	大仙市大花町	9	—	180	H 1.12. 6(H 1.12. 6) 大曲市告示第46号	153	85.0
7・6・3	通町中央線	大仙市大曲中通 町	大仙市大曲中通 町	8	—	120	H 1.12. 6(H1. 12. 6) 大曲市告示第46号	102	85.0
7・6・4	中通町通町 線	大仙市大曲中通 町	大仙市大曲中通 町	8	—	120	H 1.12. 6(H 1.12. 6) 大曲市告示第46号	102	85.0
7・6・5	中通町黒瀬 町線	大仙市大曲中通 町	大仙市大曲中通 町	8	—	120	H 1.12. 6(H 1.12. 6) 大曲市告示第46号	102	85.0
8・5・1	まるこ川通 線	大仙市大曲丸の 内町	大仙市大曲黒瀬 町	12	—	450	H 1.12. 6(H1. 12. 6) 大曲市告示第46号	382	84.9
計	2 2 路線					45,910		31,681	69.0

※()は当初年月日

4-2 都市計画公園・緑地

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・1	いちょう児童公園	大仙市大曲日の出町一丁目	S57.11.11(S45. 6.15) 大曲市告示第18号	0.33	0.33
街区	2・2・2	蓮沼第1児童公園	大仙市大曲金谷町	S57.11.11(S45. 6.15) 大曲市告示第18号	0.11	0.11
街区	2・2・3	十日市第1児童公園	大仙市大曲白金町	S57.11.11(S45. 6.15) 大曲市告示第18号	0.10	0.10
街区	2・2・4	さるびや児童公園	大仙市佐野町	S57.11.11(S46. 8.21) 大曲市告示第18号	0.12	0.12
街区	2・2・5	白金児童公園	大仙市大曲白金町	S57.11.11(S47. 8.17) 大曲市告示第18号	0.11	0.11
街区	2・2・6	あすなろ児童公園	大仙市大曲日の出町一丁目	S57.11.11(S47. 8.17) 大曲市告示第18号	0.33	—
街区	2・2・7	さくら児童公園	大仙市大曲日の出町一丁目	S57.11.11(S47. 8.17) 大曲市告示第18号	0.19	0.19
街区	2・2・8	八幡児童公園	大仙市大曲丸の内町	S57.11.11(S48. 7.10) 大曲市告示第18号	0.15	0.15
街区	2・2・9	花園児童公園	大仙市大曲花園町	S57.11.11(S48. 7.10) 大曲市告示第18号	0.11	0.11
街区	2・2・10	伊豆児童公園	大仙市泉町	S57.11.11(S48. 7.10) 大曲市告示第18号	0.12	0.12
街区	2・2・11	若竹第1児童公園	大仙市若竹町	S57.11.11(S52. 1.13) 大曲市告示第18号	0.21	0.21
街区	2・2・12	大花児童公園	大仙市大花町	H21.12.7(S52. 8.25) 大仙市告示第113号	0.25	0.10
街区	2・2・13	ねむのき児童公園	大仙市大曲福住町	S53.11. 6(S53.11. 6) 大曲市告示第34号	0.15	0.15
街区	2・2・14	あかしや児童公園	大仙市朝日町	S53.11. 6(S53.11. 6) 大曲市告示第34号	0.35	0.35
街区	2・2・15	須和町児童公園	大仙市大曲須和町	S54.12. 3(S54.12. 3) 大曲市告示第43号	0.30	0.30
街区	2・2・16	住吉町児童公園	大仙市大曲住吉町	S54.12. 3(S54.12. 3) 大曲市告示第43号	0.35	0.35
街区	2・2・17	角間川児童公園	大仙市角間川町四上町	S55. 3. 6(S55. 3. 6) 大曲市告示第56号	0.31	0.31
街区	2・2・18	戸巻町児童公園	大仙市大曲戸巻町	S57.11.11(S57.11.11) 大曲市告示第18号	0.12	0.12
街区	2・2・19	しあわせ公園	大仙市幸町地内	H19.12.13(H18. 9. 5) 大仙市告示第111号	0.30	0.30
街区	2・2・20	大曲黒瀬街区公園	大仙市大曲黒瀬町地内	H21.12.7(H21.12.7) 大仙市告示第113号	0.26	—
街区	2・2・21	大曲中通街区公園	大仙市大曲中通町地内	H21.12.7(H21.12.7) 大仙市告示第113号	0.27	—
近隣	3・3・1	桂公園	大仙市大曲田町	S54.11.27(S54.11.27) 秋田県告示第908号	1.90	1.90
地区	4・3・1	中央公園	大仙市大曲川原町、大曲浜町、大曲花園町	H21. 3.30(S55. 9. 6) 大仙市告示第190-1号	2.70	2.70
地区	4・4・2	川港親水公園	大仙市角間川町藤木	H 2. 9.14(H 2. 9.14) 秋田県告示第632号	6.80	6.80
地区	4・4・3	仙北ふれあい公園	大仙市堀見内字元田茂木及び字下田茂木地内	H16. 9.13(H16. 9.13) 大曲市告示第38号	7.40	7.17
総合	5・5・1	大仙市総合公園	大仙市内小友字中沢、中沢頭、明通	H21. 3.30(H 2. 3.13) 大仙市告示第190-1号	40.30	19.00
小計		26か所			63.64	41.10

種別	番号	公 園 名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
緑地	1	雄物川河川緑地	大仙市小貫高畑、花館ほ か	H15. 3. 28 (S53. 1. 10) 秋田県告示第235号	210. 6	55. 44
緑地	2	丸子川河川緑地	大仙市大曲須和町三丁 目ほか	H15. 3. 28 (H15. 3. 28) 秋田県告示第235号	29. 0	9. 1
緑地	3	福部内川河川緑地	大仙市大曲須和町一丁 目ほか	H14. 9. 10 (H14. 9. 10) 大曲市告示第30号	3. 8	3. 8
合計		29か所			307. 04	109. 44

(注) 都市施設以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

※()は当初決定年月日

1. 姫神公園 20. 0ha(開設済)

4-3 都市計画河川

平成23年4月1日現在

番号	河川名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	構 造
1	雄物川	大仙市花館字 柳原	大仙市角間川 町字吉中島	928 ～549	10, 570	H 2. 9. 25 (H 2. 9. 25) 秋田県告示第657号	堤防式 複断面式
2	旧横手川	大仙市藤木字 西八圭	大仙市角間川 町字下中町	78 ～25	1, 040	H 2. 9. 25 (H 2. 9. 25) 秋田県告示第657号	堀込式 複断面式
計	2河川				11, 610		

4-4 公共下水道

当初決定年月日：S57年 2月12日 市告示第 34号
最終決定年月日：H22年 3月31日 市告示第165号

下水道名	排水区域	幹線管渠延長 (m)	処理場	貯留施設 (m ²)	供用 (ha)
大仙市 公共下水道	777	—	秋田湾雄物川流域下水道（大曲 処理区）に接続	飯田沼調整池 10.520m ²	排水区域 462.13

4-5 汚物処理場

当初決定年月日：S58年 3月28日 市告示第23号
最終決定年月日：H21年 3月30日 市告示第190-3号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
大仙美郷クリーンセン ターし尿処理場	大仙市花館字大戸下 川原	1.3	低二段活性汚泥法加 温嫌気性消化方式	100kl/日 70kl/日	1.30

4-6 ごみ処理場

当初決定年月日：S55年 3月 6日 市告示第57号
最終決定年月日：H21年 3月30日 市告示第190-4号

処理場名	位置	決定面積	処理方式	処理能力	完了面積
大仙美郷クリーンセンター ごみ処理場	大仙市花館字大戸 下川原	2.07	全連続式	160t/24hr	2.07

4-7 市場

当初決定年月日：S45年10月16日 市告示第25号
最終決定年月日：S45年10月16日 市告示第25号

市場名	位置	決定面積 (ha)	供給能力	完了面積 (ha)
大曲仙北 総合食品卸売市場	大仙市花館字常保寺 97-1、106-1	1.4	青果物 50 t / 日 水産物 26 t / 日 食肉物 12 t / 日	1.4

4-8 火葬場

当初決定年月日：S52年 8月25日 建告示第35号

最終決定年月日：S52年 8月25日 市告示第35号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (ha)	備考
大曲仙北広域市町村圏組合中央斎場	大仙市大曲西根字仁応寺	0.40	1体/1.5hr 4体/日(2基)	0.40	

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 地区 名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月	施行者	施行 面積	換地公告 年月日	備考
	面積	年月日・番号					
蓮沼	8.9	S26. 8. 1(S26. 8. 1) 建設省告示第730号	S27. 11. 22	大曲町	8.9	S29. 6. 1	旧都市計画法 第12条による
十日市二ツ森	15.2	S32. 3. 29(S28. 6. 11) 建設省告示第1057号	S30. 4. 12	大曲市	15.4	S35. 1. 19	
津花谷地	27.8	S38. 3. 8(S38. 3. 8) 建設省告示第461号	S39. 10. 20	大曲市	27.6	S46. 10. 30	
大曲駅前	15.4	S53. 11. 16(S47. 1. 29) 大曲市告示第36号	S50. 3. 1	大曲市	15.4	S62. 7. 24	
大曲市東部	73.9	S55. 9. 6 (S50. 8. 16) 秋田県告示第731号	S51. 2. 5	組合	73.9	S62. 1. 13	
船場町	16.1	S59. 6. 22(S59. 6. 22) 大曲市告示第25号	S59. 8. 2	共同	2.3	S59. 10. 23	
			S61. 7. 15	共同	3.7	H1. 3. 14	(船場町第2)
戸蒔	—	—	S39. 12. 1	個人	0.7	S40. 4. 13	
佐野町	—	—	S43. 11. 12	組合	13.9	S46. 3. 16	
花園町	—	—	S44. 1. 4	個人	4.0	S50. 4. 12	
若竹町	—	—	S46. 3. 27	組合	10.9	S51. 2. 14	
大花町第一	—	—	S52. 4. 26	組合	2.6	S53. 5. 4	
大花町第二	—	—	S53. 9. 9	組合	2.8	S54. 6. 12	
戸巻町	—	—	S55. 9. 6	組合	4.0	S56. 4. 11	
坪地	—	—	S56. 10. 24	組合	2.2	S57. 5. 19	
計	157.3		16地区		188.3		

5－2市街地再開発事業

※()は当初決定年月日

名称	施工者	施工区域面積	建築敷地面積	建ぺい率限度	容積率限度	高さの限度	主要用途	年月日・番号
大曲通町地区第1種市街地再開発事業	再開発組合	2.7ha	21300	8/10	40/10		病院・商業・福祉・公共公益施設・駐車場	H22.12.16(H22.12.16) 大仙市告示第94号

6. 地区計画

平成23年4月1日現在

名称	位置	面積(ha)	計画決定年月日	地区計画のねらい	地区整備計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に関する事項
大曲駅東第1地区地区計画	大仙市幸町、福田町、花館字安本及び田ノ尻地内	約29.8	H18.9.5 大仙市告示第57号	交通の利便性の向上により、急速な市街化が予想される地区であるため、今後の土地利用を適切に誘導し、緑豊かで潤いのある市街地の形成とその保全を図る。	策定	幹線道路8m以上 区画道路6m以上	形態 意匠 垣または柵

大 仙 市

1. 沿革と概況(旧神岡町)

大仙市神岡地域は、平成17年に1市6町1村の合併により現在の大仙市となったが、秋田県の東南部、横手盆地の北西、秋田市まで44km、本市の中心である大曲地域まで10kmの距離にあり、秋田三大河川の一つである雄物川が、八幡平から流れてきた玉川と合流する出羽丘陵の狭さく部に位置している。

地域のほぼ中央を奥羽本線及び国道13号が東西約9kmにわたり平行して走っているが、近年の急激な交通量の増大や車両の大型化にともない、特に朝夕のラッシュ時には交通混雑の状況を呈している。このため、交通量増加に対応した機能強化を図るものとして、神宮寺バイパスが計画されており、一部開通している。

また、当地域は大曲仙北広域市町村圏を構成しているが、国道13号のバイパス整備にともない、圏域内、特に大仙市大曲地域との交流が促進されるとともに当地域の都市構造を大きく変化させることが見込まれるため、平成8年9月都市計画区域の指定を受け、現在、都市施設の整備を計画している。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行 政 区 域			
面 積 (h a)	人 口 (人)	面 積 (h a)	人 口 (人)
3,516	5,793	3,208	5,793

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	区 域
H 8. 9.10 秋田県告示第593号	3,208	神岡町の一部

3. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済実 延長 (m)	整備 率 (%)
3・3・14	六郷大曲神岡線	美郷町六郷字島田	大仙市北檜岡字下船戸	28	4	8,030	H16. 8.20(S53.11.28) 秋田県告示第676号	6,400	79.7
3・4・80	神岡西仙北線	大仙市北檜岡下船戸	大仙市北檜岡字野際	17	—	480	H10. 1.23(H10. 1.23) 秋田県告示第56号	480	100
3・4・81	花館北檜岡線	大仙市花館字間合洲崎	大仙市北檜岡字嶋	16	2	5,800	H16. 8.20(H10. 1.23) 秋田県告示第676号	—	—
3・4・82	宮田家後線	大仙市神宮寺字切次	大仙市神宮寺字家後	16	2	750	H16. 8.20(H10. 1.23) 秋田県告示第676号	—	—
3・4・83	沼尻北檜岡線	大仙市北檜岡字布田谷地	大仙市北檜岡字北檜岡	16	2	420	H16. 8.20(H10. 1.23) 秋田県告示第676号	—	—
3・4・84	大坪線	大仙市神宮寺字大坪	大仙市神宮寺字大坪	16	2	220	H16. 8.20(H10. 1.23) 秋田県告示第676号	220	100
計	6路線					15,700		7,100	45.2

※ () は当初決定年月日

3-2 都市計画公園・緑地

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
地区	4・4・4	神岡中央公園	大仙市神宮寺字中瀬 古川敷、大坪街道下	H17. 1. 21 (H17. 1. 21) 神岡町告示第2号	4. 00	4. 00
計		1 か所			4. 00	4. 00

※ () は当初決定年月日

3-3 公共下水道

当初決定年月日 : H13年 8月20日 町告示第 67号

最終決定年月日 : H22年 3月31日 市告示第138号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場 (m2)	処理場	供用 (ha)
大仙市 公共下水道	234	—	—	秋田湾雄物川流域下水道 (大曲処理区) に接続	排水区域 120. 35

大 仙 市

1. 沿革と概況(旧西仙北町)

昭和30年刈和野町、土川村、大沢郷村、強首村の4町村が合併して旧西仙北町となり、昭和33年神岡町高屋敷が編入し、平成17年には1市6町1村の合併により現在の大仙市となった。

当地域は大仙市の西部に位置し、秋田市と大仙市大曲地域のほぼ中間で、雄物川、土買川が流れており、その流域に平野部を形成している。

当地域内には強首温泉郷、黒森山・大佐沢県民レクリエーション地域などの観光地があり、さらに昭和59年1月に国の重要無形民俗文化財に指定された刈和野の大綱引きは特に有名である。

一方、交通網は国道13号刈和野バイパスや、秋田自動車道及び秋田新幹線が開通するなど高速交通体系の整備が進められてきた。

都市計画については、平成元年度に幹線街路網と用途地域が決定されたことに基づき、計画的に整備を進め、明るく豊かな住みよいまちづくりに努めている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行 政 区 域		都 市 計 画 区 域	
面 積 (h a)	人 口 (人)	面 積 (h a)	人 口 (人)
16,840	9,658	1,072	4,004

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	区 域
S56.11.24 秋田県告示第911号	1,072	西仙北町の一部

3. 地 域 地 区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S50年 2月21日 町告示第12号

最終決定年月日：H 7年12月12日 町告示第41号

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建ペイ率 (%)
第1種低層住居専用地域	7.2	4.6	80	50
第2種低層住居専用地域	36	23.1	100・150	50・60
第2種中高層住居専用地域	13	8.3	150	60
第1種住居地域	76	48.7	200	60
準住居地域	5.9	3.8	200	60
近隣商業地域	5.9	3.8	200	80
商業地域	2.4	1.5	400	80
準工業地域	9.4	6.0	200	60
計	156	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

3-2 特別用途地区

地域名	面積 (ha)	告示年月日及び番号	備考
大規模集客施設 制限地区	9.4	当初決定年月日：H21年12月24日 市告示第124-03号 最終決定年月日：H21年12月24日 市告示第124-03号	大仙市特別用途地区 内における建築物の 制限に関する条例

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済実 延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・1	刈和野環状 1号線	大仙市字刈和野	大仙市刈和野字 寄騎館	16	—	1,080	H 1. 7. 21(H 1. 7. 21) 秋田県告示第511号	—	—
3・4・2	愛宕下線	大仙市刈和野字 一卜鶴	大仙市刈和野字 中道	16	—	1,800	H 1. 7. 21(H 1. 7. 21) 秋田県告示第512号	—	—
3・4・3	竹花浮島線	大仙市刈和野字 樋渡	大仙市刈和野字 浮島	16	—	1,760	H 1. 7. 21(H 1. 7. 21) 秋田県告示第512号	—	—
3・4・4	刈和野橋線	大仙市刈和野字 寄騎館	大仙市刈和野字 阿弥陀沢	16	—	630	H 1. 7. 21(H 1. 7. 21) 秋田県告示第512号	—	—
3・4・5	上ノ台線	大仙市刈和野字 山堂ヶ沢	大仙市刈和野字 愛宕下	16	—	1,000	H 1. 7. 21(H 1. 7. 21) 秋田県告示第512号	—	—
3・4・6	停車場大町 線	大仙市刈和野字 愛宕下	大仙市刈和野字 刈和野	16	—	940	H 1. 7. 21(H 1. 7. 21) 秋田県告示第511号	—	—
3・4・7	刈和野環状 2号線	大仙市峰吉川字 高寺山	大仙市北檜岡字 長丁場	17	—	4,760	H10. 1. 23(H 1. 7. 21) 秋田県告示第57号	4,760	100
計	7路線					11,970		4,760	39.8

4-2 公共下水道

当初決定年月日：H 5年12月 3日

町告示第 28号

最終決定年月日：H18年 3月31日

市告示第138号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所 及び面積(m2)	処理場	供用 (ha)
大仙市公共下水道	約156	—	—	刈和野浄化センター 約 11,700m2	排水区域 103.5

美郷町

1. 沿革と概況(旧六郷町)

旧六郷町は、佐竹義重氏の隠居所があった時代から寺院の町として発達し、現在の市街地が形成され、羽州街道の宿駅として、また定期市をもつ商業の中心地として栄えた。明治22年六郷、六郷東根、野中が合併し、同24年7月町制を施行。昭和31年に千畑町の一部を編入、平成16年11月には千畑村、仙南村と合併し美郷町となり現在に至っている。

大仙市と横手市の間位置し、東は岩手県に接し、東西13.5km、南北の狭いところで2kmのしゃくし状につき出た扇状地を形成している。その末端の湧水（泉）は、昭和60年に環境庁から「六郷湧水群」として全国名水百選に選定され、清水を利用した酒造産業が昔から盛んである。なお物資の輸送は道路に依存しており、地域の南側を国道13号が通りこれと結ぶ主要地方道花巻大曲線、角館六郷線、一般県道川西六郷線が主要交通網となっている。また、都市公園として52年度に完成した六郷中央公園は地域住民の憩いの場として利用されている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
3,906	6,704	815	5,243

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 44. 5. 20 建設省告示第2160号	353	六郷町の一部
S 50. 9. 25 秋田県告示第600号	815	六郷町の一部
H 8. 9. 10 秋田県告示第593号	815	六郷町の一部

3. 地域地区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S50年 2月21日 町告示第12号

最終決定年月日：H 7年12月12日 町告示第24号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	19	9.0	80	50
第1種中高層住居専用地域	15	7.1	200	60
第2種中高層住居専用地域	56	26.5	200	60
第1種住居地域	75	35.5	200	60
近隣商業地域	8.5	4.0	200	80
商業地域	13	6.2	400	80
準工業地域	24	11.4	200	60
計	211	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・1	六郷千畑線	六郷町六郷字白山	六郷町鑓田字庚塚	16	—	2,550	S51. 5. 22 (S46. 3. 27) 秋田県告示第318号	—	—
3・4・2	角館六郷線	六郷町六郷字赤城	六郷町鑓田字馬町	16	—	2,000	S51. 5. 22 (S46. 3. 27) 秋田県告示第318号	2,000	100
3・4・3	西琴線	六郷町六郷字堤下	六郷町六郷字安楽寺	16	—	870	S46. 3. 27 (S46. 3. 27) 秋田県告示第170号	870	100
3・4・4	花巻六郷線	六郷町六郷字小安門	六郷町野中宇宮崎	16	—	2,370	S46. 3. 27 (S46. 3. 27) 秋田県告示第170号	—	—
計	4路線					7,790		2,870	36.8

※ () は当初決定年月日

4-2 都市計画公園

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	安楽寺街区公園	六郷町六郷字安楽寺	S52. 11. 10 (S52. 11. 10) 六郷町告示第65号	0.17	0.17
街区	2・2・2	一本杉街区公園	六郷町野中宇上村	S54. 8. 23 (S52. 11. 10) 六郷町告示第43号	0.25	0.25
街区	2・2・3	大島街区公園	六郷町六郷字小安門	S56. 8. 19 (S52. 11. 10) 六郷町告示第67号	0.15	0.15
近隣	3・3・1	中央公園	六郷町六郷字安楽寺、野中宇下村	S52. 11. 5 (S52. 11. 5) 秋田県告示第765号	2.30	2.30
計		4か所			2.87	2.87

※ () は当初決定年月日

4-3 公共下水道

当初決定年月日：H 3年10月 2日 町告示第28号

最終決定年月日：H13年 3月 7日 町告示第17号

下水道名	排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場 (m ²)	処理場	供用 (ha)
六郷町公共下水道	243	—	六郷真空中継 ^ホ ンフ ^ン 場150m ²	秋田湾雄物川流域下水道 (大曲処理区)に接続	排水区域 211

4-4 市場

当初決定年月日：S54年11月26日

町告示第63号

最終決定年月日：S54年11月26日

町告示第63号

市場名	位置	決定面積 (ha)	供給能力 (t/日)	完了面積 (ha)	備考
六郷地方卸売市場	仙北郡六郷町六郷字熊野	0.3	水産物10t/日 青果物 3t/日	0.3	

4-5 火葬場

当初決定年月日：S57年 7月22日

町告示第33号

最終決定年月日：S57年 7月22日

町告示第33号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (ha)
大曲仙北広域市町村圏 組合南部斎場	仙北郡六郷町六郷字小安門	0.3	1体/1.5hr 4体/日(2基)	0.3

5. 市街地開発事業

5-1 土地地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
安楽寺	14.4	S53. 6.26(S52. 6. 1) 六郷町告示第42号	S52. 10. 28	六郷町	14.4	S55. 10. 28	
計	14.4		1 地区		14.4		

※ () は当初決定年月日

仙北市

1. 沿革と概況(旧角館町)

武家屋敷と桜のまちとして知られているが、この町割り（設計）がされたのは、元和6年(1620年)と伝えられている。道路が網の目状に整然と区画され、城下町を形成している。この形態が現在も残っており、みちのくの小京都と言われている。

昭和30年に角館町、中川村、雲沢村、白岩村が合併、平成17年には田沢湖町、西木村と合併し仙北市となり現在に至っている。

鉄道は、J R 田沢湖線と秋田内陸線の分岐点であり、道路は、秋田、盛岡を結ぶ国道46号と、大仙市から北秋田市に通じる国道105号が交差しており交通の要衝となっている。

平成9年春の秋田新幹線の開業により、首都圏をはじめ全国より、年間230万人もの観光客が訪れており、県内有数の観光地として知られている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行 政 区 域		都 市 計 画 区 域	
面 積 (h a)	人 口 (人)	面 積 (h a)	人 口 (人)
15,663	13,489	1,253	8,471

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	区 域
S 25. 9. 12 建設省告示第1033号	611	旧角館町の一部
S 37. 3. 3 建設省告示第 395号	1,624.92	角館町の一部
S 42. 11. 15 建設省告示第3858号	793	角館町の一部
S 50. 9. 25 秋田県告示第 602号	1,253	角館町の一部

3. 地 域 地 区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S53年 8月15日 町告示第26号

最終決定年月日：H 8年 4月 1日 町告示第12号

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建 ぺ い 率 (%)
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	33	9.6	80	50
第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	31	9.0	80	50
第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	27	7.9	200	60
第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	17	5.0	200	60
第 1 種 住 居 地 域	125	36.4	200	60
第 2 種 住 居 地 域	20	5.8	200	60
近 隣 商 業 地 域	10	2.9	200	80
商 業 地 域	28	8.2	400	80

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建ペイ率 (%)
準 工 業 地 域	52	15.2	200	60
計	343	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は1.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は10.0m

3-2 特別緑地保全地区

名 称	面積	告示年月日及び番号
田町山緑地保全地区	3.2	当初決定年月日：H9年3月7日 町告示第4号 最終決定年月日：H9年3月7日 町告示第4号

3-3 伝統的建造物群保存地区

名 称	面積	告示年月日及び番号
角館町角館伝統的建造物群保存地区	6.9	当初決定年月日：S51年 6月 3日 町告示第20号 最終決定年月日：H元年12月14日 町告示第28号

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・1	中央線	角館町中菅沢	角館町田町上丁	20	—	490	H元. 3. 10(S37. 4. 14) 秋田県告示第109号	125	25.5
3・4・2	大町通線	角館町岩瀬下夕野	角館町細越町	16	—	2,650	H 6. 3. 8(S37. 4. 14) 秋田県告示第148号	1,211	45.7
3・6・3	花場菅沢線	角館町上菅沢	角館町花場	11	—	1,040	S62. 10. 13(S27. 5. 7) 秋田県告示第602号	1,040	100
3・6・4	赤川通線	角館町岩瀬下夕野	角館町上菅沢	11	—	1,650	S62. 10. 13(S27. 5. 7) 秋田県告示第602号	1,650	100
3・5・5	小倉山通線	角館町西ノ川原	角館町細越町	12	—	1,830	S60. 6. 21(S37. 4. 14) 秋田県告示第367号	1,830	100
3・4・6	岩瀬北野線	角館町岩瀬下夕野	角館町小勝田大川原	16	2	4,110	H22. 1. 8(S37. 4. 14) 秋田県告示第8号	3,110	75.7
3・5・7	小館菅沢線	角館町下菅沢	角館町西田	12	—	1,140	H 9. 3. 7(S37. 4. 14) 角館町告示第5号	689	60.4
3・4・8	田町荒屋敷線	角館町田町下丁	角館町雲然荒屋敷	16	—	1,230	H 9. 3. 7(S37. 4. 14) 秋田県告示第143号	620	50.4
3・4・9	横町線	角館町横町	角館町大風呂	16	—	280	H 6. 3. 8(S37. 4. 14) 秋田県告示第148号	261	93.2
3・4・10	水ノ目沢線	角館町中菅沢	角館町水ノ目沢	16	—	320	S62. 10. 13(S37. 4. 14) 秋田県告示第602号	—	—
3・5・11	駅北線	角館町上菅沢	角館町上菅沢	12	—	420	H元. 3. 16(H元. 3. 16)	420	100.0
3・3・12	角館歴史回廊線	田沢湖小松字羽根ヶ台	角館町西長野月見堂	28	—	5,430	H10. 1. 30(H10. 1. 30) 秋田県告示第77号	4,300	79.2
7・6・1	伝承館通1号線	角館町小人町	角館町東勝楽丁	10	—	130	H 3. 2. 27(S63. 3. 24) 角館町告示第2号	130	100.0
7・6・2	伝承館通2号線	角館町東勝楽丁	角館町山根町	8	—	120	S63. 3. 24(S63. 3. 24) 角館町告示第8号	—	—
8・6・1	武家屋敷通線	角館町横町	角館町表町上丁	11	—	810	S63. 3. 15(S63. 3. 15) 秋田県告示第147号	770	95.1
計	15路線				—	21,650		16,156	74.6

※()は当初決定年月日

4-2 都市計画公園・緑地

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・1	丸山公園	角館町上新町	S62. 10. 19(S48. 7. 5) 角館町告示第24号	0. 20	0. 20
街区	2・2・2	岩瀬児童公園	角館町岩瀬	S49. 8. 30(S49. 8. 30) 角館町告示第21号	0. 25	0. 25
街区	2・2・3	田町山街区公園	角館町中菅沢	H 9. 3. 7(H 9. 3. 7) 角館町告示第6号	0. 63	—
街区	2・2・4	角館駅東公園	角館町上菅沢	H18. 5. 23(H18. 5. 23) 仙北市告示第35号	0. 50	0. 50
総合	5・5・1	落合公園	角館町岩瀬ほか	H 9. 3. 7(S62. 10. 13) 秋田県告示第144号	12. 8	5. 09
小計		5 か所			14. 38	6. 04
緑地	1	桧木内川河川緑地	角館町小勝田、岩瀬ほか	S53. 1. 10(S53. 1. 10) 秋田県告示第21号	50. 2	8. 68
計		6 か所			64. 58	14. 72

※()は当初決定年月日

(注)都市施設以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 花場山公園:0.9ha 2. 古城山公園:5.07ha

4-3 公共下水道

当初決定年月日：S61年 2月24日 町告示第 3号
最終決定年月日：H23年 2月18日 市告示第 4号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場	処理場 (m ²)	供用 (h a)
仙北市公共下水道 (角館処理区)	370	—	—	秋田湾雄物川流域下水道 (大曲処理区)に接続	225

4-4 市場

当初決定年月日：S51年 8月26日 町告示第 30号
最終決定年月日：S51年 8月26日 町告示第 30号

市場名	位置	決定面積 (h a)	供給能力	完了面積 (h a)
角館地方卸売市場	角館町雲然山崎	1	19 t / 日	1

4-5 火葬場

当初決定年月日：S58年 9月 8日 町告示第16号
最終決定年月日：S58年 9月 8日 町告示第16号

火葬場名	位置	決定面積 (h a)	火葬能力 (体 / 日)	完了面積 (h a)
大曲仙北広域市町村圏 組合北部斎場	角館町鳥木沢	0. 6	1体 / 1. 5hr 4体 / 日 (2基)	0. 6

仙北市

1. 沿革と概況(旧田沢湖町)

昭和31年9月生保内町、神代村、田沢村の1町2村が合併し、地域の象徴ともいえるべき田沢湖を町名に発足し、平成17年には角館町、西木村と合併し仙北市となり現在に至っている。

県の東部ほぼ中央に位置し、672km²と広大な面積を持ち、JR田沢湖線、秋田内陸線、国道46号、105号、341号が主要交通網をなしている。

秋田の東の玄関口として平成9年3月に開業した秋田新幹線効果により、年間290万人の観光客を数える県内屈指の観光地として、その発展が期待されている。

農業と観光を生かした、自然と共に生きる地域づくりを進めている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
67,206	11,436	6,680	6,446

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S31. 8.13 建設省告示第1279号	6,336	生保内町の一部
S32. 4. 9 建設省告示第551号	6,336	田沢湖町の一部
S44. 5.20 建設省告示第2153号	280.6	田沢湖町の一部
S50. 9.25 秋田県告示第598号	6,680	田沢湖町の一部

4. 地 域 地 区

4-1 用途地域

当初決定年月日：S58年 9月 9日 町告示第21号

最終決定年月日：H 8年12月16日 町告示第42号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	39	16.3	80	50
第1種中高層住居専用地域	26	10.9	100	60
第2種中高層住居専用地域	16	6.7	200	60
第1種住居地域	91	38.1	200	60
近隣商業地域	19	7.9	200	80
商業地域	8	3.3	400	80
準工業地域	40	16.7	200	60
計	239	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は1.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は10.0m

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・1	滝沢久保線	田沢湖生保内字 上滝沢	田沢湖生保内字 沼田	16	—	1,620	S60.12. 3(S37. 6.29) 秋田県告示第713号	1,620	100
3・5・2	駅前宮ノ前 線	田沢湖生保内字 源左エ門野	田沢湖生保内字 沼田	12	—	980	H10. 7.31(S37. 6.29) 秋田県告示第518号	980	100
3・5・3	駅野中線	田沢湖生保内字 源左エ門野	田沢湖生保内字 野中	12	—	340	H10. 7. 3(S37. 6.29) 田沢湖町告示第32号	300	88.2
3・5・4	学校通り線	田沢湖生保内字 武蔵野	田沢湖生保内字 武蔵野	12	—	910	S58. 9. 9(S37. 6.29) 田沢湖町告示第22号	910	100
3・5・5	武蔵野線	田沢湖生保内字 山居	田沢湖生保内字 武蔵野	12	—	1,810	S60.10.18(S37. 6.29) 田沢湖町告示第26号	1,230	68.0
3・5・6	柏山線	田沢湖生保内字 武蔵野	田沢湖生保内字 滝沢	12	—	570	S51. 9. 3(S37. 6.29) 田沢湖町告示第21号	—	—
3・5・7	野中宮ノ前 線	田沢湖生保内字 野中	田沢湖生保内字 宮ノ前	12	—	850	S60.10.18(S37. 6.29) 田沢湖町告示第26号	—	—
3・5・8	武蔵野滝沢 線	田沢湖生保内字 上滝沢	田沢湖生保内字 武蔵野	12	—	580	S51. 9. 3(S51. 9.3) 田沢湖町告示第21号	580	100
3・4・9	病院清水線	田沢湖生保内字 野中	田沢湖生保内字 水尻	16	—	650	H10. 7.31(S55. 6.10) 秋田県告示第518号	650	100
3・4・10	生保内線	田沢湖生保内字 武蔵野	田沢湖生保内字 荒川	17	—	3,340	S60.12. 3(S60.12. 3) 秋田県告示第713号	3,340	100
計	10路線					11,650		9,610	82.5

※()は当初決定年月日

4-2 都市計画公園・墓園

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	武蔵野街区公園	田沢湖生保内字武 蔵野	S61.12. 8(S45. 6.11) 田沢湖町告示第27号	0.33	0.33
街区	2・2・2	久保街区公園	田沢湖生保内字久 保	S51.11. 1(S51.11. 1) 田沢湖町告示第28号	0.20	0.20
街区	2・2・3	手倉野街区公園	田沢湖生保内字大 谷地	S51.11. 1(S51.11. 1) 田沢湖町告示第28号	0.12	0.12
総合	5・5・1	生保内公園	田沢湖生保内字武 蔵野ほか	S61.12. 9(S49. 8.22) 秋田県告示第750号	42.2	13.8
小計		4か所			42.85	14.45
墓園	1	柏山墓地	田沢湖生保内字柏 山地区	S42. 5. 2(S42. 5. 2) 建設省告示第1584号	10.0	4.7
計		全5か所			52.85	19.15

※()は当初決定年月日

4-3 公共下水道

当初決定年月日：S54年 9月 6日 町告示第14号
最終決定年月日：H23年 2月18日 市告示第 5号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場	処理場 (m ²)	供用 (h a)
仙北市公共下水道 (田沢湖処理区)	323	—	—	田沢湖町浄化センター 14,610	252

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
生保内	2.0	S31. 8.13(S31. 8.13) 建設省告示第1282号	S32. 6. 11	田沢湖町	2.0	S38. 12. 28	
上滝沢	—	—	S52. 3. 24	共同	5.8	S54. 3. 31	
仙岩	—	—	S53. 12. 28	個人	4.1	S55. 11. 25	
柳沢	—	—	S54. 8. 11	個人	4.0	S56. 1. 31	
浮世坂	—	—	S55. 3. 27	共同	3.5	S55. 6. 19	
上田沢	—	—	S56. 6. 11	個人	1.0	S56. 10. 20	
計	2.0		6 か所		20.4		

※()は当初決定年月日

6. 地区計画

平成23年4月1日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
田沢湖駅前 地区地区計画	田沢湖生保内 字男坂・水 尻・源左エ門 野	約4.3	H 10. 6. 19 田沢湖町告示 第28号	建築物の用途、壁 面の位置及び建築 物等の形態等の誘 導を推進し、駅前 地区の整備に伴う 沿道建物の建替え を適切に誘導する と共に、必要な地 区施設を整備する ことにより、景観 的に優れた活力と 潤いのある商店街 の形成を図る。	策定		用途 壁面位置 形態 意匠

横手市

1. 沿革と概況

平成17年10月に、横手市・平鹿町・十文字町・増田町・雄物川町・大森町・山内村・大雄村の1市5町2村が合併し、現在の横手市となった。

本地域は、秋田県の内陸南部、東の奥羽山脈と西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地に位置しており、稲作を中心に果樹・野菜等の農業生産が盛んな地域である。

交通体系は秋田自動車道や湯沢横手道路等の高速道路網、国道13号や国道107号等の幹線道路網、JR奥羽本線やJR北上線の鉄道網が整備され、岩手県の北上市・奥州市・盛岡市、山形県の新庄市等へのアクセスにも恵まれている。

横手市では「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を将来像としており、これを実現するためのまちづくりの基本方針として、平成21年に横手市都市計画マスタープランを策定した。

平成22年には、新市として一体のまちづくりを進め、都市計画マスタープランの将来像や土地利用の方針等を実現する前提として、都市計画区域を市の平坦部一帯に拡大している。

横手市ではこれまでも積極的に景観の整備・保全の取組みを行ってきたが、平成21年に景観行政団体となり、今後は景観計画の作成、条例の制定等を予定している。

中心市街地では、平成19年に平鹿総合病院が移転し、その跡地等を有効に利用する手段として平成22年度までに市街地再開発事業を実施した。

また、横手駅周辺では、県南の中心都市にふさわしい新たな魅力とにぎわいの創出のため、三枚橋地区土地地区画整理事業、横手駅駅舎の改築、横手駅東西自由通路や駅前広場等の整備を進めている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
69,304	97,263	28,018	93,167	401	14,469

(注) 人口集中地区(D・I・D)は、平成17年国勢調査による。

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S12. 7. 21 内務省告示第466号	3,797	旧横手市(S12. 7. 21内務省告示第465号で法適用)の全域
S26. 4. 1	7,031	旧横手市の全域
S26. 9. 7 建設省告示第830号	1,821	旧十文字町及び旧三重村の全域
S28. 6. 11 建設省告示第1061号	1,410	旧増田町の全域
S38. 3. 8 建設省告示第452号	6,262	旧平鹿町の全域
S44. 4. 20 建設省告示第2158号	2,081	旧横手市の一部
S44. 5. 20 建設省告示第2152号	491	旧十文字町の一部
S44. 5. 20 建設省告示第2143号	511	旧平鹿町の一部
S44. 5. 20 秋田県告示第2146号	434	旧増田町の一部
S48. 12. 22 秋田県告示第717号	8,040	旧横手市の一部
S57. 5. 4 秋田県告示第373号	818	旧十文字町の一部
H22. 7. 23 秋田県告示第369号	28,018	横手市の一部

3. 地 域 地 区

3-1 用途地域

当初決定年月日：H22年 7月23日 市告示第 98号

最終決定年月日：H23年 3月 1日 市告示第 20号

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建 ぺ い 率 (%)
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	234	13. 9	50 60 80	30 40 50
第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	4. 7	0. 3	60	40
第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	220	13. 1	100 100 200	50 40 60
第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	53	3. 1	200	60
第 1 種 住 居 地 域	410	24. 3	200	60
第 2 種 住 居 地 域	118	7	200	60
近 隣 商 業 地 域	129	7. 7	200 300	80 80
商 業 地 域	98	5. 8	400	80
準 工 業 地 域	282	16. 7	200	60
工 業 地 域	17	1	200	60
工 業 専 用 地 域	119	7. 1	200	60
計	1, 684. 7	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

3-2 高度利用地区

地 区 名	位 置	面 積 (h a)	容 積 率 の 最 高 限 度 及 び 最 低 限 度	建 築 面 積 の 最 低 限 度	最 終 決 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号
横 手 駅 東 口 高度利用地区	横手市 駅前地区他	2. 3	Max 400% Min 100%	150m ²	H18. 5. 30 (H18. 5. 30) 横手市告示第50号
建 ぺ い 率 の 最 高 限 度					
80% (但し、建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10%を加えた数値とする。)					

3-3 準防火地域

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
準防火地域	156. 00	当初決定年月日：S43年 4月23日 市告示第1241号 最終決定年月日：S51年 1月10日 市告示第 1号

3-4 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	種 別 面 積 内 訳		
			第 1 種 地 区 (h a)	第 2 種 地 区 (h a)	第 3 種 地 区 (h a)
城付風致地区	S43. 4. 23 (S43. 4. 23) 建設省告示第1242号	93. 1	93. 1	—	—
愛宕山風致地区	S43. 4. 23 (S43. 4. 23) 建設省告示第1242号	9. 2	9. 20	—	—
計	2 地区	102. 3	102. 3	—	—

(注) () は当初決定日

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良 済実 延長	整備 率 (%)
1・3・101	横手高速線	横手市外ノ目字 平鹿端	横手市婦気大堤字田 久保下・字堤下	23.5	—	3,610	H22. 7. 23(H 4. 1. 21) 秋田県告示第373号	3,610	100
3・3・101	杉沢八王寺 線	横手市安田字ブ ンナ沢	横手市安本字南御所 野・杉沢字中杉沢	28	4	6,070	H22. 7. 23(S43. 3. 30) 秋田県告示第373号	2,730	45.0
3・4・104	横手駅東線	横手市駅前町	横手市平和町	20	—	1,140	H22. 7. 23(S39. 3. 10) 秋田県告示第373号	1,140	100
3・4・105	横手駅西線	横手市前郷字下 三枚橋	横手市婦気大堤 字谷地添	20	—	660	H22. 7. 23(S43. 3. 30) 秋田県告示第373号	176	26.7
3・3・103	横手環状線	横手市安田字ブ ンナ沢	横手市安田字越 廻	25	—	5,800	H22. 7. 23(S25. 5. 20) 秋田県告示第373号	3,916	67.5
3・4・106	横手中央線	横手市杉沢字中 杉沢	横手市安田字馬 場	16	2	5,850	H22. 7. 23(S39. 3. 10) 秋田県告示第373号	1,706	29.2
3・4・107	八幡根岸線	横手市八幡字八 幡	横手市羽黒町	18	2	1,690	H22. 7. 23(S39. 3. 10) 横手市告示第98号	470	27.8
3・4・108	寿町上横山 線	横手市寿町	横手市横山町	16	—	1,200	H22. 7. 23(S25. 5. 20) 秋田県告示第373号	1,200	100
3・5・110	城山線	横手市睦成字七 日市	横手市睦成字城 付	12	2	1,300	H22. 7. 23(S25. 5. 20) 横手市告示第98号	244	18.8
3・5・111	横手駅北線	横手市睦成字七 間川原	横手市駅前町	12	—	2,470	H22. 7. 23(S39. 3. 10) 秋田県告示第373号	671	27.2
3・5・112	西前郷線	横手市中央町	横手市前郷二番 町	12	—	760	H22. 7. 23(S54. 9. 6) 横手市告示第98号	451	59.3
3・3・102	堤安田線	横手市婦気大堤字田 久保下・字堤下	横手市安田字越 廻	28	—	1,290	H22. 7. 23(S57. 7. 31) 秋田県告示第373号	1,290	100
3・4・109	八王寺桜沢 線	横手市安田字馬 場・ブンナ沢	横手市外ノ目字上桜 沢・字下桜沢	16	—	4,750	H22. 7. 23(S57. 7. 31) 秋田県告示第373号	1,150	24.2
3・6・114	堤桜沢線	横手市婦気大堤 字田久保下	横手市外ノ目字上桜 沢・字下桜沢	11	—	2,770	H22. 7. 23(H 3. 3. 5) 秋田県告示第373号	2,770	100
3・6・115	横手駅西西 通り線	横手市横手町字 一ノロ	横手市横手町字 三ノロ	10	—	570	H22. 7. 23(H 4. 12. 7) 横手市告示第98号	570	100
3・5・113	中の橋通線	横手市四日町	横手市根岸町	12	2	290	H22. 7. 23(H11. 11. 10) 横手市告示第98号	290	100.0
7・6・101	羽黒清水沢 線	横手市羽黒町	横手市睦成字助 市沢	9	—	1,020	H22. 7. 23(S63. 10. 7) 横手市告示第98号	1,020	100
8・6・101	睦成1号線	横手市朝倉町	横手市大鳥町	10	—	1,130	H22. 7. 23(S55. 9. 18) 横手市告示第98号	1,130	100
8・6・102	横手町安田 線	横手市前郷字下 三枚橋	横手市横手町字 二ノロ	8	—	940	H22. 7. 23(H 9. 12. 9) 横手市告示第98号	940	100.0

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良 済実 延長	整備 率 (%)
8・6・103	横手条里跡線	横手市前郷字下三枚橋	横手市前郷字下三枚橋	8	—	330	H22. 7. 23(H 4. 12. 7) 横手市告示第98号	330	100. 0
1・3・201	平鹿高速線	平鹿町醍醐字醍醐西	平鹿町醍醐字東萩ノ目	23. 5	—	2, 200	H22. 7. 23(H 4. 1. 21) 秋田県告示第373号	2, 200	100
3・4・201	東町線	平鹿町浅舞字福田	平鹿町浅舞字蔭沼	16	—	930	H22. 7. 23(S40. 6. 2) 秋田県告示第373号	930	100
3・4・202	古本町線	平鹿町浅舞字古本町	平鹿町浅舞字館廻	16	—	920	H22. 7. 23(S40. 6. 2) 秋田県告示第373号	920	100
3・4・203	南町線	平鹿町浅舞字八幡小路	平鹿町浅舞字伊勢堂	16	—	1, 340	H22. 7. 23(S40. 6. 2) 秋田県告示第373号	550	41
3・4・204	北町線	平鹿町浅舞字新堀	平鹿町浅舞字福田	16	—	660	H22. 7. 23(S40. 6. 2) 秋田県告示第373号	—	—
3・5・205	大町線	平鹿町浅舞字千刈田	平鹿町浅舞字間兵衛野	12	—	1, 770	H22. 7. 23(S40. 6. 2) 横手市告示第98号	—	—
3・6・206	西町線	平鹿町浅舞字研町	平鹿町浅舞字新平川	9	—	1, 870	H22. 7. 23(S40. 6. 2) 秋田県告示第373号	—	—
1・3・301	十文字高速線	十文字町佐賀会字中川原	十文字町梨木羽場字御休尻	23. 5	—	4, 010	H22. 7. 23(H 4. 1. 21) 秋田県告示第373号	4, 010	100
3・3・301	新本町線	十文字町佐賀会字中川原	十文字町梨木羽場字村北	22. 6	—	3, 740	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 秋田県告示第373号	3, 740	100
3・4・302	十文字駅裏通線	十文字町十文字新田字麻当	十文字町十文字新田字麻当	16	—	144	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 秋田県告示第373号	—	—
3・4・303	十文字増田線	十文字町仁井田字宝竜	十文字町仁井田字大道東	16	—	1, 270	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 秋田県告示第373号	—	—
3・4・304	本町仁井田線	十文字町十文字新田字本町	十文字町十文字新田字段の下	16	—	1, 460	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 秋田県告示第373号	1, 260	86. 3
3・5・306	十三合線	十文字町十文字新田字梨木西上	十文字町十五野新田字増田道東	12	—	1, 620	H22. 7. 23(S27. 5. 7) 秋田県告示第373号	1, 620	100
3・4・305	仁井田南線	十文字町佐賀会字上沖田ほか	十文字町仁井田字大道西	20	—	1, 580	H22. 7. 23(S42. 12. 23) 秋田県告示第373号	1, 580	100
3・5・307	腕越線	十文字町腕越字佐吉開	十文字町腕越字石倉	12	—	990	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 横手市告示第98号	990	100
3・5・308	本町通線	十文字町仁井田字石川原	十文字町梨木羽場字村北	12	—	3, 390	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 横手市告示第98号	1, 930	—
3・6・309	曙町線	十文字町仁井田字宝竜	十文字町腕越字北浦	11	—	942	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 横手市告示第98号	521	—
3・6・310	北浦線	十文字町腕越字北浦	十文字町腕越字佐吉開	11	—	738	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 横手市告示第98号	185	25. 1
3・6・311	植田線	十文字町十五野新田字増田道東	十文字町十五野新字増田道東	11	—	220	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 横手市告示第98号	220	100
3・6・312	十文字駅前通線	十文字町十文字新田字通町	十文字町十五野新字増田道東	8	—	2, 010	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 横手市告示第98号	—	—
3・6・313	十文字駅北線	十文字町十文字新田字曙町	十文字町腕越字西原	8	—	330	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 横手市告示第98号	—	—
3・6・314	十文字駅東線	十文字町十文字新田字大道東	十文字町腕越字北浦	8	—	1, 010	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 横手市告示第98号	—	—
3・4・401	平和通線	増田町増田字一本柳114の2	増田町成瀬川右岸橋詰	16	—	2, 555	H22. 7. 23(S30. 5. 12) 秋田県告示第373号	1, 196	46. 8
3・4・402	増田中央線	増田町増田字伊勢堂46の1	増田町増田字伊勢堂64	16	—	290	H22. 7. 23(S30. 5. 12) 秋田県告示第373号	—	—
3・4・403	新水沢線	増田町増田字月山西21	増田町増田字平鹿169の4	16	—	1, 992	H22. 7. 23(S30. 5. 12) 秋田県告示第373号	1, 179	59. 2
3・5・405	北通線	増田町増田字伊勢堂11	増田町増田字大樋下39	12	—	970	H22. 7. 23(S30. 5. 12) 横手市告示第98号	—	—
3・5・406	本町線	増田町増田字本町114	増田町増田字新町90	12	—	692	H22. 7. 23(S30. 5. 12) 横手市告示第98号	—	—
3・5・407	土肥館線	増田町増田字石神89	増田町増田字土肥館8の1	12	—	277	H22. 7. 23(S30. 5. 12) 横手市告示第98号	—	—

3・5・408	学校通線	増田町増田字本町21の5	増田町増田字土肥館160の2	12	—	440	H22. 7. 23 (S30. 5. 12) 横手市告示第98号	—	—
街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良 済実	整備 率
3・5・409	本通線	増田町増田字福島道西1	増田町増田字下川原52の2	12	—	1,238	H22. 7. 23 (S30. 5. 12) 秋田県告示第373号	—	—
3・5・410	東通線	増田町増田字大樋下37	増田町増田字下川原98の1	12	—	1,496	H22. 7. 23 (S30. 5. 12) 秋田県告示第373号	63	4.2
3・4・404	八木線	増田町増田字月山西	増田町増田字一本柳西	16	—	1,710	H22. 7. 23 (S30. 5. 12) 秋田県告示第373号	1,710	100
計	5 2 路線					88,444		50,608	57.2

※()は当初年月日

4-2 都市計画公園・緑地

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・101	光明寺街区公園	横手市大水戸町・中央町	H22. 7. 23(S55. 11. 14) 横手市告示第98号	0. 41	0. 41
街区	2・2・102	花瑞木児童公園	横手市前郷一番町	H22. 7. 23(S55. 11. 14) 横手市告示第98号	0. 29	0. 29
街区	2・2・103	三井寺児童公園	横手市南町	H22. 7. 23(S56. 12. 22) 横手市告示第98号	0. 30	0. 30
街区	2・2・104	横手駅南児童公園	横手市駅南一丁目	H22. 7. 23(H 2. 3. 8) 横手市告示第98号	0. 39	0. 39
街区	2・2・105	本郷第一公園	横手市旭川一丁目	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	0. 60	0. 60
街区	2・2・106	本郷第二公園	横手市旭川二丁目	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	0. 30	0. 30
街区	2・2・107	水上児童公園	横手市平和町	H22. 7. 23(S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 21	0. 21
街区	2・2・108	清川児童公園	横手市清川町	H22. 7. 23(S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 16	0. 16
街区	2・2・109	追廻第一児童公園	横手市追廻三丁目	H22. 7. 23(S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 35	0. 35
街区	2・2・110	追廻第二児童公園	横手市追廻一丁目	H22. 7. 23(S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 24	0. 24
街区	2・2・111	西山児童公園	横手市朝日が丘三丁目	H22. 7. 23(S55. 1. 26) 横手市告示第98号	0. 15	0. 15
街区	2・2・112	荒沼児童公園	横手市朝日が丘二丁目	H22. 7. 23(S55. 1. 26) 横手市告示第98号	0. 24	0. 10
近隣	3・3・101	八王寺公園	横手市安田字柳堤	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	2. 80	1. 80
地区	4・4・101	七日市公園	横手市睦成字七日市・睦成字鶴巻	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	7. 20	5. 20
地区	4・4・102	記念公園	横手市南町	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	5. 10	3. 70
地区	4・5・103	大鳥公園	横手市大鳥町・新坂町	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 秋田県告示第373号	10. 20	9. 80
総合	5・6・101	横手公園	横手市睦成字城付ほか	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 秋田県告示第373号	62. 20	38. 90
総合	5・6・102	赤坂総合公園	横手市赤坂字郷土館ほか	H22. 7. 23(S63. 3. 15) 秋田県告示第373号	61. 40	33. 50
地区	4・4・202	浅舞公園	横手市平鹿町浅舞字蔦沼、字上蔦沼	H23. 3. 1(S48. 9. 25) 横手市告示第21号	5. 40	5. 10
地区	4・4・201	十五野公園	平鹿町浅舞字千六石野、字道川南、字一関向	H22. 7. 23(S63. 7. 12) 横手市告示第98号	9. 20	4. 20
街区	2・2・301	西原児童公園	十文字町西原二番町	H22. 7. 23(S43. 7. 17) 横手市告示第98号	0. 16	0. 16
街区	2・2・302	腕越児童公園	十文字町腕越字山道端	H22. 7. 23(S50. 8. 19) 横手市告示第98号	0. 15	0. 15

街区	2・2・303	十文字中央団地児童公園	十文字町梨木羽場字羽場下	H22. 7. 23 (S60. 2. 27) 横手市告示第98号	0. 20	0. 20
近隣	3・3・301	梨木公園	横手市十文字町西原二番町	H23. 3. 1 (S60. 3. 1) 横手市告示第21号	2. 10	2. 10
街区	2・2・401	中央児童公園	増田町増田字土肥館	H22. 7. 23 (S50. 2. 24) 横手市告示第98号	0. 24	0. 24
総合	5・6・401	真人公園	増田町増田字真人山ほか	H22. 7. 23 (S42. 11. 15) 秋田県告示第373号	104. 7	5. 46
小計		2 6 か所			274. 69	114. 01
墓園	101	前郷墓園	横手市前郷字元山ほか	H22. 7. 23 (S47. 6. 20) 秋田県告示第373号	14. 9	4. 4
墓園	301	十文字墓園	十文字町梨木羽場字堤の上	H22. 7. 23 (S51. 5. 25) 横手市告示第98号	2. 30	0. 67
小計		2 か所			17. 20	5. 07
合計		2 8 か所			291. 89	119. 08

※()は当初決定年月日

(注)都市施設以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 西河畔公園 3. 30ha 2. 旭公園 1. 40ha 3. 金沢公園 0. 90ha 4. 条里跡広場 0. 50ha
5. 境町健康広場 1. 20ha 6. 堤公園 0. 40ha 7. 西ヶ坂史跡公園 1. 10ha
8. 木陰沼公園 2. 00ha 9. 柳田運動広場 0. 60ha 10. 梅ノ木街区公園 0. 42ha
11. 二ノ口公園 0. 37ha 12. 平安の風わたる公園 1. 40ha 13. 下飛瀬公園 0. 35ha
14. 下三枚橋公園 0. 24ha
15. 八萩公園:0. 36ha 16. 宝竜公園:0. 25ha

4-3 公共下水道

当初決定年月日：H22年 7月23日 市告示第 98号
最終決定年月日：H22年 7月23日 市告示第 98号

下水道名	排水区域	幹線管渠延長 (m)	処理場	ポンプ場箇所 及び面積	供用 (ha)
横手市公共下水道	1,875	—	秋田湾雄物川流域下水道（横手 処理区）に接続	—	1199.7

4-4 ごみ焼却場

当初決定年月日：H22年 7月23日 市告示第98号
最終決定年月日：H22年 7月23日 市告示第98号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
東部環境保全センター	横手市睦成字七日市	2.40	準連続燃焼式	145t/16hr 焼却炉4基	2.40
南部環境保全センター	十文字町腕越字石倉	0.77	機械化バッチ焼 却	60	0.77

4-5 火葬場

当初決定年月日：H22年 7月23日 市告示第98号
最終決定年月日：H22年 7月23日 市告示第98号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (ha)	備考
東部火葬場	横手市前郷字元判場	1.52	3基	1.52	

4-6 自動車ターミナル

当初決定年月日：S51年 9月 6日 市告示第18号
最終決定年月日：S51年 9月 6日 市告示第18号

ターミナル名	位置	決定面積 (ha)	備考
秋田県南トラック事業協同組合 自動車ターミナル	横手市杉沢字中杉沢	1.32	4バース専用

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
平城	2.7	S37.12.13(S30.11.25) 建設省告示第3111号	S31.3.9	横手市	2.7	S45.3.31	旧都市計画法 第12条による
本郷	44.1	S53.11.11(S38.3.8) 秋田県告示第798号	S40.1.30	横手市	29.9	S53.3.30	(本郷第一)
			S49.4.8	横手市	7.1	S56.3.31	(本郷第二)
			S53.9.21	横手市	6.0	S58.1.6	(本郷第三)
駅前	22.1	S55.11.11(S45.6.2) 秋田県告示第901号	S47.1.29	横手市	22.1	H3.4.26	
朝日ヶ丘	13.1	S48.6.25 横手市告示第3号	S48.12.4	組合	13.1	S54.3.10	
追廻	19.3	S49.6.14 横手市告示第6号	S50.2.1	組合	19.3	S54.3.8	
南町	10.0	S56.12.22(S55.9.8) 横手市告示第6号	S55.12.19	横手市	10.0	S62.7.3	

区域 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
中央第一	15.7	S58. 6. 22 横手市告示第15号	S58. 11. 22	横手市	15.7	H11. 12. 10	
中央第二	13.6	S55. 11. 14 横手市告示第26号	S57. 11. 30	横手市	13.6	H18. 4. 14	
駅南	12.1	S58. 2. 14 横手市告示第3号	S58. 6. 20	横手市	12.1	H4. 10. 27	
安田	10.4	S63. 7. 19 横手市告示第9号	H1. 3. 29	横手市	10.4	H14. 7. 26	
清水沢	7.6	S63. 10. 7 横手市告示第14号	S63. 2. 23	組合	7.6	H7. 12. 15	
駅西	32.0	H 4. 12. 8 秋田県告示第821号	H5. 6. 15	横手市	32.0	施工中	
八幡	—	—	S52. 11. 5	個人	9.4	S54. 3. 10	
朝日ヶ丘第三	—	—	S58. 12. 6	個人	3.9	S59. 9. 28	
桜沢	—	—	H3. 4. 2	個人	5.9	H5. 3. 26	
第二桜沢	—	—	H6. 6. 3	個人	1.2	H6. 12. 6	
八王寺	—	—	H7. 7. 28	個人	1.5	H9. 1. 21	
向田	—	—	H8. 5. 29	個人	10.7	H10. 2. 20	
三枚橋	22.9	H 9. 3. 7 秋田県告示第141号	H9. 8. 1	横手市	22.9	施工中	
舘ノ下	—	—	H9. 12. 19	個人	2.8	H17. 3. 1	
中田	—	—	H10. 3. 17	個人	7.4	H20. 4. 4	
西原	13.40	H22. 7. 23 横手市告示第98号	S36. 10. 10	十文字町	14.9	S41. 3. 12	
八萩工業団地	—	—	H2. 7. 13	個人	2.3	H3. 11. 1	
八萩工業第2	—	—	H4. 8. 18	個人	4.0	H5. 11. 10	
八萩工業第3	—	—	H9. 12. 5	個人	0.7	H10. 10. 6	
中央団地	—	—	H4. 9. 8	個人	2.2	H5. 8. 2	
宝龍団地	—	—	H9. 6. 10	個人	5.9	H12. 9. 26	
高齢者 福祉団地	—	—	H2. 9. 25	個人	2.1	H6. 5. 6	
文化教育 ゾーン	—	—	H3. 4. 5	個人	5.1	H4. 2. 18	
計	0.0		3 1 地区		0.0		

※()は当初決定年月日

5-2 市街地再開発事業

事業名	施行主体	施行 区域	建築 敷地	建ぺい 率限	容積 率限	高さの 限度	主要用途	年月日・番号
横手駅東口第一 地区第一種市街 地再開発事業	再開発組合	2.1	14,300	8/10	40/10		公共施設、 商業施設、 住宅	H20. 1. 7(H18. 5. 30) 横手市告示第1号

6. 地区計画

平成23年4月1日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
羽黒町・上内 町地区計画	横手市羽黒町 の一部及び上 内町の一部	約13.6	S62. 4. 7 横手市告示 第7号	自然環境にめぐま れ、伝統的なたた ずまいをもつ住宅 地を将来にわたっ て担保する	未策定	—	未定
朝日が丘 地区計画	横手市朝日が 丘二丁目の一 部	約1.0	S63. 7. 23 横手市告示 第10号	閑静な低層住宅と して良好な町並形 成	策定 (1.0ha)	—	用途、敷地 面積、壁面 位置、意匠、 かき、さく

湯沢市

1. 沿革と概況(旧湯沢市)

湯沢市は秋田県の南部に位置し、秋田藩佐竹南家の静かな落ち着きを見せた城下町で、昭和29年湯沢町、三関町、山田村、幡野村、岩崎町が合併して旧湯沢市となり、昭和30年須川村を編入、その後平成17年3月に稲川町、雄勝町、皆瀬村と合併して現在の湯沢市となった。

東方は、奥羽山脈に連なる栗駒国定公園を有し、西方は出羽丘陵から張り出す山地に囲まれ、南北に貫流する雄物川沿いに平坦な盆地を形成している。

東北の灘として知られる銘酒のふる里であり、「犬っこまつり」「七夕絵どうろうまつり」「大名行列」等の民俗行事は、毎年多くの観光客を集めている。

主要な交通として、JR奥羽本線、国道13号が南北に縦走し、秋田自動車道と結ぶ湯沢横手道路の湯沢ICまでが平成9年6月に供用開始し、平成19年8月に雄勝こまちICまで延伸した。

まちづくりとしては、中心商業地の活性化を図る街路事業や雪に強いまちづくりを推進するスノートピア事業のほか、土地区画整理事業、公共下水道事業等を実施しており、都市整備に努めている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
20,020	31,698	7,780	30,186	280	11,924

(注) 人口集中地区(D・I・D)は、平成17年国勢調査による。

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 24. 7. 2 建設省告示第661号	1,705.79	旧湯沢町の全域
S 29. 3. 31	10,566	湯沢市の一部
S 44. 5. 20 建設省告示第2148号	1,618.40	湯沢市の一部
S 50. 9. 25 秋田県告示第599号	7,780	湯沢市の一部

3. 地 域 地 区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S35年 3月26日 建告示第703号
最終決定年月日：H16年11月 1日 市告示第 26号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	10	1.4	80	50
第1種中高層住居専用地域	68	9.5	200	60
第2種中高層住居専用地域	4.2	0.6	200	60
第1種住居地域	347	48.5	200	60
第2種住居地域	40	5.6	200	60

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建ぺい率 (%)
近 隣 商 業 地 域	93	13.0	200	80
商 業 地 域	46	6.4	400	80
準 工 業 地 域	87	12.1	200	60
工 業 地 域	21	2.9	200	60
計	716.2	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

3-2 準防火地域

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
準防火地域	151	当初決定年月日：S35年 3月26日 建告示第698号 最終決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第 5号

3-3 特別用途地区

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
特別工業地区	42	当初決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第 6号 最終決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第 6号

3-4 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	種 別 面 積 内 訳		
			第1種地区 (h a)	第2種地区 (h a)	第3種地区 (h a)
城跡風致地区	S35. 3. 25(S35. 3. 25) 建設省告示第702号	44.8	44.8	—	—
前森風致地区	S35. 3. 25(S35. 3. 25) 建設省告示第702号	12.4	10.9	—	1.5
愛宕山風致地区	S35. 3. 25(S35. 3. 25) 建設省告示第702号	6.6	4.9	—	1.7
計	3地区	63.8	60.6		3.2

(注) () は当初決定日

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
1・3・1	湯沢高速線	雄勝町桑ヶ崎字 上谷地	湯沢市岩崎字下 川原	23.5	—	17,870	H 5. 12. 17 (H 4. 1. 21) 秋田県告示第827号	17,870	100.0
3・4・1	新国道線	湯沢市岩崎字下 川原	湯沢市関口字除 柳	16	—	8,780	H 4. 1. 21 (S27. 5. 7) 秋田県告示第54号	7,760	88.4
3・4・2	駅前通御屋敷 敷線	湯沢市表町二丁 目	湯沢市湯ノ原一 丁目	16	2	1,140	H23. 3. 25 (S25. 5. 20) 秋田県告示第158号	1,140	100
3・4・3	湯ノ原線	湯沢市字山谷	湯沢市倉内字 四ッ屋	16	—	4,330	S59. 10. 9 (S27. 5. 1) 秋田県告示第612号	3,800	87.8
3・5・5	山手線	湯沢市田町一丁 目	湯沢市愛宕町四 丁目	12	—	1,500	S56. 8. 24 (S35. 3. 26) 湯沢市告示第11号	44	2.9
3・5・6	木山方線	湯沢市字新町	湯沢市愛宕町二 丁目	12	—	370	S56. 8. 24 (S25. 5. 20) 湯沢市告示第11号	140	37.8
3・3・7	山田線	湯沢市千石町一 丁目	湯沢市字中野々 目	27	—	900	H 2. 7. 13 (S35. 3. 26) 秋田県告示第497号	900	100
3・5・9	新開地線	湯沢市表町二丁 目	湯沢市表町四丁 目	12	2	590	H23. 3. 25 (S35. 3. 26) 湯沢市告示第16号	350	59.3
3・4・10	寺沢線	湯沢市愛宕町三 丁目	湯沢市西愛宕町	16	—	430	S56. 8. 25 (S56. 8. 25) 秋田県告示第675号	430	100
3・4・11	駅西線	湯沢市西新町	湯沢市岡田町	16	2	540	H23. 3. 25 (S56. 12. 22) 秋田県告示第158号	—	—
3・4・12	旧国道線	湯沢市前森二丁 目	湯沢市田町二丁 目	16	—	1,330	S56. 12. 22 (S35. 3. 26) 秋田県告示第972号	1,330	100
3・4・13	中央通り線	湯沢市表町二丁 目	湯沢市柳町二丁 目	16	—	380	S56. 12. 22 (S56. 12. 22) 秋田県告示第972号	211	55.5
3・4・14	弁天線	湯沢市杉沢字森 道上	湯沢市森字嶽ノ 下	16	—	1,530	H4. 1. 21 (S 56. 12. 22) 秋田県告示第54号	300	19.6
3・4・15	清水町線	湯沢市清水町一 丁目	湯沢市字両神	16	—	1,240	H 4. 1. 21 (H 4. 1. 21) 秋田県告示第54号	—	—
3・4・16	元清水線	湯沢市清水町二 丁目	湯沢市清水町六 丁目	16	—	1,130	H 4. 1. 21 (H 4. 1. 21) 秋田県告示第54号	720	63.7
3・4・17	中野線	湯沢市字中野	湯沢市清水町一 丁目	16	—	1,070	H 4. 1. 21 (H 4. 1. 21) 秋田県告示第54号	—	—
3・4・18	トロ橋線	湯沢市清水町六 丁目	湯沢市清水町六 丁目	16	—	170	H 4. 1. 21 (H 4. 1. 21) 秋田県告示第54号	170	100.0
3・6・19	湯沢インター岩 崎線	湯沢市字沖鶴	湯沢市岩崎字南 一条	11	—	4,320	H 3. 8. 30 (H 3. 8. 30) 湯沢市告示第17号	4,320	100
3・5・20	南中西線	湯沢市西愛宕町	湯沢市南台	12	—	790	H 4. 12. 2 (H 4. 12. 2) 湯沢市告示第14号	790	100
3・5・21	西大通り中 野線	湯沢市元清水四 丁目	湯沢市字中野	15.5	2	1,460	H23. 3. 25 (H23. 3. 25) 秋田県告示第158号	1,460	100
7・6・1	西松沢線	湯沢市千石町三 丁目	湯沢市西愛宕町	9	—	910	H 4. 12. 2 (S56. 8. 24) 湯沢市告示第14号	910	100.0
7・6・3	清水新町線	湯沢市清水町二 丁目	湯沢市元清水一 丁目	9	—	470	H 3. 8. 30 (H 3. 8. 30) 湯沢市告示第17号	396	84.3
7・6・4	西新町線	湯沢市字中野	湯沢市清水町一 丁目	9	—	680	H 3. 8. 30 (H 3. 8. 30) 湯沢市告示第17号	350	51.5
8・7・1	愛宕町線	湯沢市愛宕町三 丁目	湯沢市南台	6	—	730	H23. 3. 25 (S56. 8. 24) 湯沢市告示第16号	730	100.0
8・7・2	湯沢駅東西 自由通路	湯沢市表町二丁 目	湯沢市表町二丁 目	3	—	50	H23. 3. 25 (H23. 3. 25) 湯沢市告示第16号	—	—
計	25路線					52,710		44,121	83.7

4-2 都市計画公園・墓園

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
----	----	-----	----	-------------------	--------------------	-------------------

街区	2・2・1	西田町街区公園	湯沢市田町二丁目	H10. 12. 1(S35. 3. 26) 湯沢市告示第30号	0. 18	0. 18
街区	2・2・2	浦町街区公園	湯沢市表町一丁目	S55. 3. 5(S35. 3. 26) 湯沢市告示第4号	0. 21	—
街区	2・2・3	根小屋町街区公園	湯沢市佐竹町	S53. 3. 5(S42. 12. 23) 湯沢市告示第4号	0. 40	0. 40
街区	2・2・4	湯ノ原街区公園	湯沢市湯ノ原一丁目	S55. 3. 5(S35. 3. 26) 湯沢市告示第4号	0. 14	—
街区	2・2・5	西松沢街区公園	湯沢市千石町三丁目	S55. 11. 14(S55. 11. 14) 湯沢市告示第12号	0. 22	0. 22
街区	2・2・6	柳町街区公園	湯沢市柳町二丁目	S55. 11. 14(S42. 12. 23) 湯沢市告示第12号	0. 20	—
街区	2・2・7	平清水街区公園	湯沢市表町四丁目	S55. 3. 5(S48. 7. 1) 湯沢市告示第4号	0. 10	0. 10
街区	2・2・8	古館街区公園	湯沢市古館町	S55. 3. 5(S48. 7. 1) 湯沢市告示第4号	0. 24	0. 24
街区	2・2・9	石名塚街区公園	湯沢市千石町二丁目	S55. 3. 5(S48. 7. 1) 湯沢市告示第4号	0. 13	0. 13
街区	2・2・10	関口街区公園	湯沢市関口字関口	S55. 3. 5(S50. 8. 19) 湯沢市告示第4号	0. 16	0. 16
街区	2・2・11	清水町街区公園	湯沢市清水町四丁目	S55. 3. 5(S50. 8. 19) 湯沢市告示第4号	0. 10	0. 10
街区	2・2・12	中川原南街区公園	湯沢市清水町五丁目	S55. 3. 5(S51. 3. 10) 湯沢市告示第4号	0. 12	0. 12
街区	2・2・13	岩崎街区公園	湯沢市岩崎字岩崎	S55. 3. 5(S53. 3. 3) 湯沢市告示第4号	0. 10	0. 10
街区	2・2・14	新所街区公園	湯沢市杉沢新所字八幡山	S55. 3. 5(S53. 3. 3) 湯沢市告示第4号	0. 17	0. 17
街区	2・2・15	西新町街区公園	湯沢市清水町一丁目	S55. 3. 5(S55. 3. 5) 湯沢市告示第4号	0. 12	0. 12
街区	2・2・16	成沢街区公園	湯沢市成沢字堤端	S55. 11. 14(S55. 11. 14) 湯沢市告示第12号	0. 14	0. 14
街区	2・2・17	杉沢街区公園	湯沢市杉沢字野々沢	S57. 4. 5(S57. 4. 5) 湯沢市告示第5号	0. 20	0. 20
街区	2・2・18	松沢街区公園	湯沢市西愛宕町	S57. 4. 5(S57. 4. 5) 湯沢市告示第5号	0. 26	0. 26
街区	2・2・19	寺沢街区公園	湯沢市若葉町	S57. 4. 5(S57. 4. 5) 湯沢市告示第5号	0. 13	0. 13
街区	2・2・20	中在家街区公園	湯沢市西愛宕町	S57. 4. 5(S57. 4. 5) 湯沢市告示第5号	0. 13	—
街区	2・2・21	新山田街区公園	湯沢市南台	H 4. 12. 2(H 4. 12. 2) 湯沢市告示第15号	0. 26	—
街区	2・2・22	石田街区公園	湯沢市南台	H 4. 12. 2(H 4. 12. 2) 湯沢市告示第15号	0. 12	—
街区	2・2・23	元清水東街区公園	湯沢市元清水一丁目	H 9. 3. 18(H 9. 3. 18) 湯沢市告示第4号	0. 25	0. 25
街区	2・2・24	元清水西街区公園	湯沢市元清水二丁目	H 9. 3. 18(H 9. 3. 18) 湯沢市告示第4号	0. 23	0. 23
近隣	3・3・1	千年公園	湯沢市岩崎字千年	S55. 11. 11(S55. 11. 11) 秋田県告示第904号	2. 30	1. 10
地区	4・4・1	愛宕公園	湯沢市字愛宕山 ・字東松沢	S55. 11. 11(S35. 3. 26) 秋田県告示第904号	7. 20	4. 45
地区	4・5・2	勇ヶ岡公園	湯沢市山田字蓮台寺 ・字下堂ヶ沢	H12. 8. 8(S55. 11. 11) 秋田県告示第524号	11. 20	—

種別	番号	公 園 名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
総合	5・4・1	前森公園	湯沢市字東赤土山 ・字中の沢弁慶山	S55. 11. 11(S35. 3. 26) 秋田県告示第904号	9. 60	9. 00
総合	5・5・2	中央公園	湯沢市字古館山 ・字内館山	S55. 11. 11(S35. 3. 26) 秋田県告示第904号	12. 90	4. 50
小計		2 9 か所			47. 51	22. 30
墓園	1	湯沢墓地公園	湯沢市字金堀沢山・字山谷・ 字西金堀沢山・字谷地/沢山	S57. 4. 10(S35. 3. 26) 秋田県告示第311号	10. 90	7. 00
計		3 0 か所			58. 41	29. 30

※ () は当初決定年月日

(注) 都市施設以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 観音森公園:0.52ha 2. 中川原北街区公園:0.07ha 3. 勇ヶ岡記念公園:0.14ha
4. 相川公園:0.57ha 5. 角間公園:0.62ha 6. 森の子広場:0.13ha 7. 掬上公園:0.29ha
8. 緑風公園:0.57ha 9. 清水公園:0.36ha 10. 若松公園:0.22ha 11. 弁天公園:0.34ha
12. 岡田町児童公園:0.06ha 13. 戸石崎ニュータウン緑地公園:0.11ha 14. 倉内河川公園:2.65ha
15. 光陽台「ちびっ子広場」:0.03ha 16. 小中島公園:0.11ha 17. 東鳥海の里公園:1.14ha
18. 成沢堤公園:0.64ha 19. 大台沼自然公園:1.0ha 20. コスモスパーク:0.93ha
21. 勇ヶ岡健康広場:0.68ha 22. 両神緑地公園:0.05ha

4-3 公共下水道

当初決定年月日：H 2年12月 6日 市告示第14号

最終決定年月日：H 9年12月 8日 市告示第24号

下水道名	排水区域 (h a)	ポンプ 場箇所 及び面積	処理施設 (m2)	供用 (h a)
湯沢市公共下水道	699	—	湯沢市終末処理場 47, 200m2	374

4-4 汚物処理場

当初決定年月日：S37年 3月28日 建告示第 931号

最終決定年月日：S43年12月28日 建告示第3816号

処理場名	位置	決定面積 (h a)	処理方法	処理能力 (kl／日)	完了面積 (h a)
湯沢市外3ヶ町環境衛生 事務組合し尿処理場	湯沢市関口字 川前	1. 3	加温式	66	1. 3

4-5 火葬場

当初決定年月日：S41年12月 7日 建告示第3915号

最終決定年月日：S57年 7月20日 市告示第 9号

火葬場名	位置	決定面積 (h a)	火葬能力 (体／日)	完了面積 (h a)	備考
湯沢雄勝広域市町 村圏組合火葬場	湯沢市関口字沼桶・土桶	0. 4	9	0. 4	

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
平清水	15.2	S49.11.2(S35.10.20) 湯沢市告示第15号	S36.10.5	湯沢市	4.0	S41.3.31	(平清水第一)
			S46.12.18	湯沢市	11.1	S53.2.9	(平清水第一)
寺沢	30.1	H4.12.8(S56.8.25) 秋田県告示第822号	S56.10.13	組合	16.8	S61.6.20	(寺沢)
			H5.4.2	組合	13.0	H9.1.31	(寺沢第二)
石名塚	—	—	S47.10.24	組合	4.5	S51.2.21	
駅裏	—	—	S52.3.19	組合	3.9	S54.5.31	
西松沢	—	—	S54.4.10	組合	7.4	S57.2.6	
湯沢工業団地	—	—	S62.11.20	個人	21.6	S63.8.5	
元清水	16.1	H9.3.18(H9.3.18) 湯沢市告示第3号	H9.12.2	湯沢市	16.1	H16.9.24	
計	61.4		9地区		98.4		

※()は当初決定年月日

6. 地区計画

平成23年4月1日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
大町地区 地区計画	湯沢市大町一丁目、大町二丁目地内	約3.7	H12.3.30 湯沢市告示 第11号	公共施設の整備や 商業施設整備ととも に魅力的で賑わいの ある商店街を形成し、 もって中心市街地の 活性化を図る。	策定	—	用途 形態 意匠 壁面の位置

小坂町

1. 沿革と概況

昭和30年4月、国内有数の鉱山を持つ小坂町と七滝村が合併、翌年4月一部が分町して、現在の「新制小坂町」が誕生した。

町を縦断する国道282号と横断する主要地方道大館十和田湖線（樹海ライン）がほぼ中央部で交差しており、西部を縦断している東北縦貫自動車道へ日本海沿岸東北自動車道が小坂JCTで連結されることになっており、高速交通体系の整備が進んでいる。

鉱業関係の技術開発や国際的鉱業技術研修が金属鉱業技術研修センターで展開されており、国際交流も積極的に進められている。

また、町中心部に位置する小坂中央公園内に重要文化財である「小坂鉱山事務所」「康楽館」等の明治の近代化遺産を活用した「明治百年通り」が形成されており、国立公園十和田湖の玄関口として観光施設・都市機能が充実されてきていて、平成17年度には都市景観賞「美しいまちなみ大賞」、平成18年度に「手づくり郷土賞」を受賞している。

さらに鉱工業技術や施設を活かしたエコリサイクル事業により、産業文化都市としての発展が期待されている。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
20,195	6,069	1,186	3,943

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S35.12.24 建設省告示第2769号	22,179	小坂町の全域
S44.5.20 建設省告示第2147号	832.2	小坂町の一部
S60.12.3 建設省告示第717号	1,186	小坂町の一部

3. 地域地区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S28年5月11日 県告示第798号

最終決定年月日：H8年1月1日 町告示第28号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	8.8	5	80	50
第1種中高層住居専用地域	19	10	200	60
第1種住居地域	58	30	200	60
第2種住居地域	28	15	200	60
近隣商業地域	14	7	200	80
準工業地域	9.6	5	200	60
工業地域	53	28	200	60
計	190.4	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は1.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は10.0m

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・1	中央線	小坂町小坂字堰口	小坂町小坂字山崎2	16	—	3,900	H 3. 3. 29 (S38. 3. 8) 秋田県告示第231号	2,770	71.0
3・5・2	向陽線	小坂町小坂字上田表	小坂町小坂鉦山字古館	12	—	890	S60. 6. 19 (S38. 3. 8) 小坂町告示第 11号	890	100.0
3・5・3	永楽町線	小坂町小坂字上小坂	小坂町小坂鉦山字古館	12	—	790	H 3. 3. 29 (S38. 3. 8) 小坂町告示第 7号	472	59.7
3・5・4	新町山崎線	小坂町小坂鉦山字松の下11	小坂町小坂大稲坪12の9	12	—	1,160	H 3. 3. 29 (S38. 3. 8) 小坂町告示第 7号	—	—
3・4・5	大館鉛山線	小坂町小坂字中前田	小坂町小坂鉦山字尾樽部	16	—	2,270	H 1. 9. 19 (S38. 3. 8) 秋田県告示第648号	2,270	100.0
7・6・1	苦竹岩沢線	小坂町小坂字上田表20の1	小坂町小坂字橋場50の1	8	—	2,150	H 3. 3. 29 (S38. 3. 8) 小坂町告示第 7号	—	—
計	6 路線					11,160		6,402	57.4

※ () は当初決定年月日

4-2 都市計画公園

平成23年4月1日現在

種別	番号	公 園 名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	北あけぼの街区公園	小坂町小坂鉦山字尾樽部	S47. 12. 1 (S47. 12. 12) 小坂町告示第16号	0.17	0.17
街区	2・2・2	向陽街区公園	小坂町小坂鉦山字苦竹	S49. 11. 12 (S49. 11. 12) 小坂町告示第14号	0.28	0.28
街区	2・2・3	中央街区公園	小坂町小坂字上前田	S50. 2. 21 (S50. 2. 12) 小坂町告示第3号	0.11	0.11
街区	2・2・4	朝日ヶ丘街区公園	小坂町小坂鉦山字尾樽部	S52. 6. 4 (S30. 5. 12) 小坂町告示第8号	0.34	0.34
街区	2・2・5	鳥越街区公園	小坂町上向字谷地端	S53. 3. 6 (S53. 3. 6) 小坂町告示第4号	0.29	0.29
街区	2・2・6	東渡ノ羽街区公園	小坂町小坂鉦山字東渡ノ羽	S53. 3. 6 (S53. 3. 6) 小坂町告示第4号	0.32	0.32
街区	2・2・7	藤倉街区公園	小坂町小坂字山崎	S53. 3. 6 (S53. 3. 6) 小坂町告示第4号	0.17	0.17
地区	4・4・1	中央地区公園	小坂町小坂字砂森ほか	H9. 7. 29 (S56. 4. 4) 秋田県告示第486号	14.5	11.3
計		8 か所			16.18	12.98

※ () は当初決定年月日

4-3 公共下水道

当初決定年月日 : H 5年12月 3日 町告示第22号
最終決定年月日 : H20年 3月27日 町告示第 6号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ 場箇所 及び面積	供用 (h a)
小坂町公共下水道	154	—	—	96

5. 地区計画

平成23年4月1日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に関する事項
古 館 地区計画	小坂町小坂鉦 由字古館、栗 平及び小坂字 上前田地内	4.6	H10. 4. 1 小坂町告示 第12号	歴史的建造物を活かした街並み景観形成を図り、併せて居住環境の充実を図る	策定	旧小坂鉦山事務所(明治38年創建)	用途 高さ 形態 意匠

五城目町

1. 沿革と概況

すず虫棲息の北限地として名高い森山森林公園のふもとに拓けた本町は、明治29年町制が施かれ五十目村から五城目町となり、昭和18年馬川村と合併、さらに昭和30年3月五城目町、馬場目村、富津内村、内川村、大川村が合併、その後面潟村の一部を合併し現在に至っている。

県のほぼ中央に位置し、鉄道の便がなくもっぱら道路交通に頼っている。国道7号、285号、県道、都市計画道路等の整備、また都市的な公共施設が多く建設されてきた。今後は風土の特性を生かした、緑豊かな魅力ある田園都市づくりを目指している。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
21,494	10,968	1,159	6,465

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S27.12.24 建設省告示第1499号	1,367.4	旧五城目町の全域
S44.5.20 建設省告示第2155号	380.5	五城目町の一部
S45.12.26 建設省告示第717号	1,159	五城目町の一部

3. 地域地区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S49年1月1日 町告示第1号

最終決定年月日：H15年2月4日 町告示第1号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	125	32.4	80	50
第1種住居地域	115	29.9	200	60
近隣商業地域	22	5.7	200	80
商業地域	26	6.8	400	80
準工業地域	75	19.5	200	60
工業地域	22	5.7	200	60
計	385	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

平成23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・3・1	雀館線	五城目町富津内 下山内字下川原	五城目町上樋口 字樽沢	22	—	2,500	H 1. 3. 22 (S46. 3. 9) 秋田県告示第149号	1,379	55.2
3・4・2	中央線	八郎潟町川崎字 嘉美	五城目町高崎字 佐戸	18	—	2,770	H 1. 3. 22 (S46. 3. 9) 秋田県告示第149号	2,770	100
3・5・3	磯ノ目線	五城目町東磯ノ 目一丁目	五城目町東磯ノ 目二丁目	12	—	790	S46. 3. 11 (S46. 3. 9) 五城目町告示第6号	790	100
3・4・4	山手線	五城目町字鶴ノ 木	五城目町富津内 中津又字住吉	20	—	4,440	H 1. 3. 22 (S46. 3. 9) 秋田県告示第149号	4,440	100
3・5・5	上町線	五城目町字石田 六ヶ村堰添	五城目町上樋口 字屋岸	12	—	1,490	S46. 3. 9 (S46. 3. 9) 秋田県告示第120号	340	22.8
3・5・6	七倉線	五城目町字神明 前	五城目町字鶴ノ 木	12	—	750	S57. 4. 10 (S46. 3. 9) 五城目町告示第13号	—	—
3・4・7	森山線	八郎潟町川崎字 嘉美	五城目町富津内下 山内字上広ヶ野	18	—	3,890	H 1. 3. 22 (S57. 4. 10) 秋田県告示第149号	—	—
3・4・8	林子巻線	五城目町字羽黒 前	五城目町富津内下 山内字広ヶ野、字奈良崎	16	—	1,080	S57. 4. 10 (S57. 4. 10) 秋田県告示第310号	—	—
7・6・1	川反線	五城目町西磯ノ 目一丁目	五城目町西磯ノ 目二丁目	8	—	470	S63. 7. 14 (S63. 7. 14) 五城目町告示第67号	470	100
7・6・2	東磯ノ目線	五城目町東磯ノ 目一丁目	五城目町東磯ノ 目二丁目	8	—	310	S63. 7. 14 (S63. 7. 14) 五城目町告示第67号	310	100
7・6・3	西磯ノ目線	五城目町西磯ノ 目一丁目	五城目町西磯ノ 目二丁目	8	—	170	S63. 7. 14 (S63. 7. 14) 五城目町告示第67号	170	100
7・6・4	肥土線	五城目町字鶴ノ 木	五城目町西磯ノ 目二丁目	8	—	890	H 2. 3. 12 (H 2. 3. 13) 五城目町告示第53号	890	100
計	12路線					19,550		11,559	59.1

※ () は当初決定年月日

4-2 都市計画公園・緑地・墓園

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	昭辰街区公園	五城目町高崎字中 川原	S48. 12. 15 (S48. 12. 15) 五城目町告示第27号	0.25	0.23
総合	5・5・1	雀館公園	五城目町上樋口字 堂社ほか	H 3. 2. 2 (S51. 8. 24) 秋田県告示第79号	15.1	9.73
小計		2か所			15.35	9.96
墓園	1	杉ヶ崎墓園	五城目町字杉ヶ崎 ほか	S53. 2. 25 (S53. 2. 25) 秋田県告示第133号	24.8	0.82
緑地	1	戸村堰緑道	五城目町字下夕町 ほか	H10. 12. 10 (H3. 2. 26) 五城目町告示第98号	2.6	1.12
計		4か所			42.75	11.90

※ () は当初決定年月日

4-3 公共下水道

当初決定年月日：S63年12月15日 町告示第83号
最終決定年月日：H23年 4月1日 町告示第21号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長	ポンプ場箇所 及び面積	処理場	供用 (h a)
五城目町 公共下水道	430	汚水：－ m 雨水：－ m	－	秋田湾・雄物川流域下水道 (臨海処理区)に接続	268

4-4 火葬場

当初決定年月日：H 1年11月25日 町告示第130号
最終決定年月日：H 1年11月25日 町告示第130号

火葬場名	位置	決定面積 (m2)	火葬能力 (体／日)	完了面積 (m2)	備考
五城目町斎場	五城目町字稲荷前・字神明前	3,000	4	3,000	

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
磯ノ目	30	S46. 3. 9(S46. 3. 9) 秋田県告示第122号	S49. 1. 1	五城目町	29. 3	H6. 4. 22	
雀館	－	－	H4. 3. 17	共同	2. 1	H5. 2. 19	
計	30. 0		2 地区		31. 4		

八郎潟町

1. 沿革と概況

明治22年面潟村、一日市町が誕生し、昭和31年9月両町村が合併して新しく八郎潟町が発足した。

本町は県の中央部南秋田郡の北端に位置し、北は出羽丘陵末端で山本郡に接し、東および南は五城目町に接しており、特に南の境界線となっている馬場目川は西流して八郎湖に注いでいる。世紀の干拓地新生大潟村へ、493メートルの大潟橋によって通じている。

本町のほぼ中央に奥羽本線が南北に縦貫し、平行して国道7号が走り、西側の県道は一日市より三倉鼻まで通じており、本町の行政産業の主要路線となっている。

1-1 面積・人口

H23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
1,700	6,716	1,068	6,716

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S25.11.10 建設省告示第1170号	397	一日市町の全域
S32.4.9 建設省告示第553号	397	八郎潟町の一部
S60.12.3 秋田県告示第714号	1,068	八郎潟町の一部

3. 地域地区

3-1 用途地域

当初決定年月日：S60年12月13日 町告示第21号

最終決定年月日：H7年12月25日 町告示第15号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	6.3	6.2	80	50
第2種低層住居専用地域	18	17.7	150	60
第1種住居地域	55	54	200	60
近隣商業地域	14	13.8	200	80
準工業地域	8.5	8.3	200	60
計	101.8	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は1.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は10.0m

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

H23年4月1日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数 (m)	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・1	大町線	八郎潟町字大道	八郎潟町字一日市	20	—	1,020	H 2. 3. 13(S27. 5. 7) 秋田県告示第172号	—	—
3・4・2	駅前線	八郎潟町字中田	八郎潟町字中田	20	—	80	H 2. 3. 13(S27. 5. 7) 秋田県告示第172号	—	—
3・4・3	中央線	八郎潟町字蒲沼	八郎潟町字一日市	20	—	1,010	H 2. 3. 13(H 2. 3. 13) 秋田県告示第172号	—	—
3・4・4	中久保線	八郎潟町字大道	八郎潟町字一日市	16	—	1,370	H 2. 3. 13(H 2. 3. 13) 秋田県告示第172号	—	—
3・4・5	干拓線	八郎潟町字蒲沼	八郎潟町字一日市	16	—	700	H 2. 3. 13(H 2. 3. 13) 秋田県告示第172号	—	—
1等小路 第1号	五城目線	八郎潟町字中嶋	八郎潟町字昼寝下	8	—	364	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路 第2号	中央線	八郎潟町字中嶋	八郎潟町字一日市	8	—	502	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	80	15.9
1等小路 第4号	愛宕町線	八郎潟町字下川原	八郎潟町字中嶋	8	—	297	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路 第5号	中嶋線	八郎潟町字中嶋	八郎潟町字中嶋	8	—	741	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路 第6号	与四郎線	八郎潟町字一日市	八郎潟町字下川原	8	—	362	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路 第8号	古川線	八郎潟町字中田	八郎潟町字一日市	8	—	822	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路 第9号	下川原線	八郎潟町字下川原	八郎潟町字下川原	8	—	272	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
計	12路線					7,540		80	1.1

※()は当初決定年月日

4-2 都市計画公園

H23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	大道街区公園	八郎潟町字中嶋	S49. 10. 30(S49. 10. 30) 八郎潟町告示第13号	0.28	0.28
街区	2・2・2	中久保街区公園	八郎潟町字中久保	S50. 8. 25(S50. 8. 25) 八郎潟町告示第6号	0.26	0.26
街区	2・2・3	家の後街区公園	八郎潟町字家の後	S51. 3. 8(S51. 3. 8) 八郎潟町告示第2号	0.26	0.26
街区	2・2・4	中田街区公園	八郎潟町字中田	S52. 5. 30(S52. 5. 30) 八郎潟町告示第8号	0.30	0.30
街区	2・2・5	昼根下街区公園	八郎潟町字屋根下	S53. 2. 28(S53. 2. 28) 八郎潟町告示第5号	0.11	0.11
地区	4・4・1	中羽立公園	八郎潟町夜叉袋字中羽立	S55. 6. 10(S52. 8. 20) 秋田県告示第5号	6.10	6.10
計		6か所			7.31	7.31

※()は当初決定年月日

4-3 公共下水道

最終決定年月日：S60年12月13日 町告示第22号

最終決定年月日：H17年12月16日 町告示第10号

下水道名	排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	処理場	供用 (ha)
八郎潟町 公共下水道	249	—	秋田湾雄物川流域下水道(臨海 処理区)に接続	237

上小阿仁村

1. 沿革と概況

明治22年の町村制の施行により小沢田村、五反沢村、福館村、杉花村、堂川村、仏社村、沖田面村、大林村、南沢村の9村が合併して上小阿仁村が誕生した。北秋田市の西隣に位置し、村を縦断している国道285号を中心に交通網を整備する一方、生涯学習の拠点となる生涯学習センター、住民の健康管理を司る保健センターの建設などによって、文化活動の推進、福祉の充実を図り、全村挙げて教育レベルの向上や健康で住み良い豊かな村づくりを目指している。

1-1 面積・人口

平成23年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
25,682	2,821	90	870

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S39. 7. 23 建設省告示第1838号	90	上小阿仁村の一部

3. 都市計画施設

3-1 都市計画公園

平成23年4月1日現在

種別	番号	公園名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	計画決定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
近隣	3・3・1	沖田面近隣公園	上小阿仁村沖田面 字野中278-7	S61. 4. 22(S51. 8. 24) 秋田県告示第308号	1.1	1.1

※() は当初決定年月日

4. 市街地開発事業

4-1 土地区画整理事業

平成23年4月1日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (ha)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
沖田面	7.98	S39. 8. 8(S39. 8. 8) 建設省告示第2341号	S39.12. 1	上小阿 仁村	4.9	S51. 1. 27	
計	7.98		1地区		4.9		